## 第5章 東日本大震災後、労使はどう対応したのか

## はじめに

東日本大震災の後、労使はどのように対応したのか。3月11日、労使は3月16日の2011 春闘最大のヤマ場にむけた交渉が大詰めを迎えていた。しかし、震災に続く原発事故、さらにライフライン及びサプライチェーンの寸断が加わり、統一的な交渉は事実上、継続困難となった。実際、従業員・組合員とその家族の安否や現場の被害状況の確認といった当面必要な対応を優先させて、賃金交渉の中断・凍結・延期を余儀なくされた労使が多かった。その結果、2011春闘から「集中回答」の文字は消えたものの、大手企業では3月末までに、大方の交渉が収束した。

その一方、震災直後から、労使は被災した社員・家族への救援、職場・住宅などの復旧支援などに力を注いだ。連合や日本経団連はその組織力を生かして、かつてない規模で物資・ 義捐金を通じた被災地支援やボランティア派遣を展開した。

調査・解析部では、震災後のこうした労使の動向、また、とくに被害が大きかった産業の業種別団体に緊急のヒアリング調査を実施した。そこから浮かび上がったのは、団体内の結束や業界労使の合意が、民間セクターの震災後対応にとって、非常に大きな原動力となった事実である。

震災後の救援・復旧活動では企業の枠を超えた活動によって、予想よりも早く現場は復旧した。たとえば、グローバル・サプライチェーンの寸断で象徴となったルネサスエレクトロニクス那珂工場では日本自動車工業会や日立、三菱、NECといった電機メーカーが協力。当初6カ月と見込まれていた復旧作業は3カ月で終了し、6月には生産再開にこぎつけた。支援に投入された人員は延べ9万人にも及ぶという。

これはほんの一例だが、震災後の様々な対応の中で、労使が現場復旧の縁の下の力持ちとして果たした役割は、極めて大きかった。危機に及んで発揮する日本の労使の底力を示したといっても過言ではないだろう。

同章では、こうした労使による震災発生後の対応について、労使団体の活動、春闘への影響、節電への取り組みなどの視点に加え、被災地復旧・復興のカギともなっている震災瓦礫の処理を巡る動向について報告する。

## 第1節 労働組合の支援活動

#### 第1項 連合及び構成組織の支援活動

## 1. 震災直後の初動体制

連合は震災直後の3月14日に災害対策救援本部を立ち上げ、①人的支援(ボランティア派遣)②物的支援(支援物資の調達対応)③財政支援(義援金・カンパ金の募集)と財政管理——の3つ活動を軸に支援活動を展開した。これらの活動と並行し、④政府・自治体・政

党、経済界などとの政策調整⑤構成組織・地方連合会・他団体との連携による情報収集⑥ニュースの発行や宣伝機材の提供などの広報活動——を担う組織横断的なグループを設置している。さらに緊急課題への対応をより確実に行うため、連合本部内に活動全体の企画・調整を行う総合事務局を置いている(表)。

## 表 連合本部・災害対策支援本部の主要任務

	是自不明 人自为永太城不明公主张仁物
	全体状況把握、現地からの要請・要求への対応
総合事務局	行政・関係機関との連絡・調整および要請
	構成組織・地方連合会への要請内容(人、物、金)の調整
被災状況確認対応	組合員・家族の被災状況の把握
広報·連絡対応	被災状況、救援活動状況のニュース発行
物資調達対応	構成組織・地方連合会等への物資支援要請、運送手段確保
総務財政対応	被災地への連合本部要員の派遣計画作り
市心有力 男生以太 产生 市口	救援要員の兵站担当、救援機材確保、カンパの展開

資料出所:連合「第12回定期大会一般活動報告書」

## 2. 初動時の取組み

連合本部は震災から一夜明けた 2011 年 3 月 12 日より、被災地支援に向け、各セクション間の調整に向け動き出した。週明けの 3 月 14 日には緊急三役会を招集。古賀伸明会長を本部長、南雲弘行事務局長を統括責任者とする「災害対策本部」の設置を確認し、3 月 22 日の中央執行委員会で正式決定した。

緊急三役会、中央執行委員会では、「現地に負担をかけない」「現地の指示に従う」「安全確保」の三原則を踏まえた対応とすることや、派遣対象地域を当面の間、①被害の大きい岩手、宮城、福島を中心とした被災地②被災地から非難してきた首都圏の避難所――の二本柱とすることなどボランティアを派遣するにあたっての基本的な考え方も確認した。

ボランティアの派遣期間は6カ月とし、前半3カ月、後半3カ月の期間を一定の区切りとして方針を立てることにした。加えて、当面1カ月は被災地避難所への物資の仕分け、配送を中心に取り組むことも決めた。担当部署は、非正規労働センター、拡大・組織対策局、総務局で組織する「ボランティア派遣・人的支援グループ」とした。

派遣にあたっては、拠点整備に努めることとし、まず、本部から準備のための要員を被災地に配置し、その後体制が整ってから、現地に常駐者を派遣して現地対策本部を立ち上げる 方針が固められた。

こうした方針に従い、本部は3月21日には連合岩手、同22日には連合宮城、同24日には連合福島へ2人ずつ先遣隊を派遣した。各先遣隊は、各地方連合会・地方協議会の被災状況を把握するとともに、ボランティア隊の活動拠点となるベースキャンプの設置に向けて、設置場所、現地までの移動手段、食事の確保などについて各地方連合会と協議した。

一方、受け入れ側の地方連合会では、ボランティア隊の受け入れ体制づくり、ベースキャ

ンプの運営、生活環境整備、地方自治体や社会福祉協議会との連携のあり方などを確認。

この間、救援本部では、中央執行委員会での確認事項に基づき、各構成組織・地方連合会の担当者の氏名を登録し、その担当者を窓口として、ボランティアへの参加、構成組織独自のボランティア実施の有無、派遣可能人数、派遣可能地域について集約し、各構成組織との調整を行った。

3月 25 日には、連合本部で構成組織担当者会議を開催。ボランティア派遣にあたっての考え方を共有した。3月 31 日をボランティア隊第一陣の出発日とし、1 クールを 9日(現地活動は休息日を含む 7 日間+移動日)交替とすることなども決めた。ボランティア隊の構成は当初、班長 1 人と班員 2 人からなる 3 人体制とした(ただし、その後活動が進むにつれて、1 班 5 人体制が標準となった)。1 つの構成組織からの参加が規定人数に満たない場合は、他の構成組織と合同で班を編制した。

3月 28 日には地方ブロック連絡会議を開催し、ボランティアへの参加の集約は構成組織 単位を基本とすることや地方連合会のボランティア参加は地方連合会専従役職員、構成組織 単位での派遣がない組織、地域ユニオンからの参加者を基本とすることなどを確認した。

## 3. 活動内容

## (1) ボランティア派遣

3月31日にボランティア第一陣124人が東京を出発し、当初設置された宮古、東和、一関、仙台、福島の5つのベースキャンプに散らばった。ボランティアは各構成組織や地方連合会を通じて募集した。募集にあたっては、構成組織・地方連合会担当者向けに「連合救援ボランティア派遣要領」、参加者向けには「連合救援ボランティア活動の手引」を作成し、配布した。これらの手引には、ボランティア派遣にあたっての心構えに加え、活動場所やベースキャンプでの生活における注意点、準備品リスト、病気・ケガ予防のための基礎知識も盛り込んだ。

第一陣のメンバーは、募集期間に余裕がなかったことから、構成組織・地方連合会の本部 役職員の参加が目立ったが、第二陣以降からは各単組役員・組合員の参加が増えていった。

ボランティアを被災地に送るための交通手段については、公共交通機関が寸断されていることから、被災三県にある連合加盟社を通じてバスを手配した。東京とベースキャンプ間のバスは1クールあたり4台から10台のバスを運行し、半年間で各ベースと本部との間を延べ179往復した。

現地に到着したボランティアチームは4月1日から作業を開始。このうち、宮古ベースキャンプでは、UI ゼンセン同盟から派遣されたボランティア班 11 人が常駐体制を取り、これに連合岩手の構成組織からの応援を加え、おおむね3班に分かれて活動した。

活動は地域の社会福祉協議会が運営するボランティアセンターと連携して活動すること を基本にした。作業は原則、現地のセンターが地元の要望を記載した「ニーズ票」に基づい て行うことになった。作業日当日の朝に指示を受け、班単位で動いた。作業内容はいずれも各地域のセンターで優先順位が高く、安全性の面からみて、一般ボランティアでも対応できるものに限った。具体的には、津波に被災した個人宅の泥出しやがれきの撤去、家具の運び出しや避難所での炊き出しなどだ。さらにセンターからの要請があれば地域内全戸を訪問し、被災者から直接ニーズを聞き出して対応する「ローラー作戦」を展開することもあった。

一方、福島県いわき市では水道などのインフラ復旧が遅れたことや拠点に適した場所が見つからなかったことから、ボランティアセンターの設置に時間がかかった。そこで4月8日、会津に拠点を設置し、4月19日にいわき市にベースキャンプができるまでの約10日間、片道2時間かけて救援活動を展開した。

5月 16 日には、福島県社会福祉協議会や連合福島からボランティア活動の要請があったことや福島第一原発から半径 20~30 km県内の屋内待避指示が解除されたことに伴い、南相馬市もボランティア活動の対象地域に加えることを決め、同月 20 日から納屋の泥だしや家財道具の分別、廃棄作業に取りかかった。

福島での活動に参加する組合員の家族からは、福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故の 影響を心配する声が寄せられたため、救援本部では原発から30km圏内での活動は行わないこ となどを説明して理解を求めた。

被災地でのボランティア活動は危険と隣合わせであることから、安全対策への配慮も怠らなかった。ボランティア参加者の保険加入を徹底するとともに、4月5日には「連合・救援ボランティア活動安全基準」を策定し、作業の範囲、必要な装備、休息の確保、余震発生時や事故発生時の対応について参加者に周知した。

余震が続くなか、参加者は地震・津波発生時の避難場所を確認した上で、携帯ラジオで津 波情報を聴きながら作業にあたった。

粉じんが舞い、危険物が散乱する中での作業となるため、ケガ、病気予防対策として、ヘルメット、防じんゴーグル、耐油手袋、耐化学物質のつなぎ服を確保し、着用の徹底を図った。気温が高くなる5月以降は熱中症対策として、冷却グッズの配布や必要な飲料水の確保、休憩時間の増加などで対応した。

こうした取り組みの結果、9月末までの半年間における病気・ケガの発生件数は、わずか34件にとどまった。

各キャンプでは、独自にベースキャンプの運営マニュアルを作成していたが、その内容を 後発隊に引き継ぎ、その都度内容を補強していった。最初の3カ月間、ベースキャンプの運 営は連合本部から派遣された役職員や地方連合会の役職員が交替であたっていたが、7月以 降になると、各スタッフがキャンプ運営の経験を共有し、万が一の際に活かすことができる よう地方ブロックごとに担当ベースキャンプを割り当て、交替で要員を派遣する方式を採っ た。

ボランティア活動は9月23日を最後に区切りを迎えた。今後は被災地の復興に向け、各

地のニーズを把握しながら、引き続き取り組みを検討する。

山根木晴久総合局長によれば、半年間に渡って、大きなトラブルもなく常時 300 人もの組合員を派遣することができたのは、阪神・淡路大震災での経験を踏まえ、震災直後、早期に社会福祉協議会との連携し、その指示下に入るのを決めたことが大きいという。ボランティアの運営を自分たちで担おうとすれば、撤収のタイミングを見極めるのが難しく、その状態で活動を無理に継続すれば事故を引き起こしかねなかったと振り返る。

## (2) 政府への要請・政策協議

災害対策政策調整チームは 2011 年 3 月 15 日、政府に対し、緊急要請を実施した。その内容は①被災者の生活確保②2011 年度予算の早期執行③緊急雇用・労働対策④「災害弱者」の安全確保⑤ボランティア受け入れ体制の整備⑥統一地方選挙の延期——の 6 項目。同日付で、民主党、社民党、公明党、翌 16 日には国民新党に対して要請を行った。

4月6日には政府への2回目の要請として、①被災者の生命の安全と生活支援体制の整備 ②福島県第一原子力発電所の事故に関する危機管理体制の整備③復興・再生の基本方針の策 定と実行④行政機関の回復と連携強化⑤救済・復旧のための補正予算の早期編成——などを 求めた。各政党に対しても同様の要請を行った。

さらに原子力発電所の事故対応における労働衛生対策強化や雇用・労働について厚生労働 省に要請したほか、中小企業の資金繰り対策について中小企業庁や経営者団体などにも要請 を行った。

6月2日に開催した中央委員会では、「2012年度連合の重点政策」を確定した。その中で、 震災からの復興・再生に向けて、①公共インフラの整備と被災者の生活再建・安心して暮ら せる環境の整備②被災者の雇用維持・創出と安全の確保③被災地域の産業復興・再生と国内 経済活動の活性化④原子力発電所事故の収束に向けた対応と適切な被害者救済の実施——の 4項目を盛り込んだ。これらの実現に向け、各省庁や政党への要請活動を展開したほか、政 府との政策協議を行った。

## (3) 募金活動

カンパ・財政支援チームでは、3月 14 日の三役会議における緊急カンパ実施の決定を受け、組合員向けのニュースレター「アットマーク連合」を通じ、加盟単組や組合員、その家族に向け、カンパの協力を要請するとともに、連合のホームページで一般の人々にも募金を呼びかけた。さらに朝夕、駅頭で会長、事務局長を先頭に募金活動を展開した。

取り組みの結果、2011 年 12 月 26 日までに総額で約 8 億 3,500 万円が集まった。カンパ金は古賀会長と南雲事務局長が被災した自治体を訪問し、義援金として手渡すとともに、一部(1億 5,000 万円)を「あしなが育英会」に寄付し、被災遺児への一時金・貸与奨学金にあてた。

## 4. 予算確保

支援活動の予算については連合は4月20日に開いた中央執行委員会で、不測の事態に備えて毎年度計上している予備費の支出が承認された。額については、阪神・淡路大震災の時の支出額を参考に会計年度の区切りとなる2011年6月末までの3カ月分として、1億5,000万円を計上した。2012年度の会計年度に切り替わる2011年7月以降は「東日本大震災救援費」として、さらに1億5,000万円を計上した。

3月から12月までの収入を通してみると、①2011年度予算における予備費の取り崩し額が約1億5,000万円②2012年度予算「東日本大震災救援費」が1億5,000万円③「東日本大震災救援カンパ」からの一部受入額が3,500万円——で、合計約3億3,200万円に達した。これに対し、支出額は約3億2,000万円だった。

2011年度に計上された予備費は、かつて、一年度あたり4億円以上も計上されていた時代もあったが、近年は会費収入と繰越金の減少から2億円台での計上が続いていた。

今回の震災で予備費や東日本大震災救援費を計上することができたのは、震災前の1月に 主に地協活動強化の財源に充てるため、一般会費を5円値上げしたことが大きかった。

## 5. 課題

ボランティアの派遣にあたって困難を極めたのが、活動拠点となるベースキャンプの確保だった。被災地は津波で甚大な被害を受けており、近辺で大人数を収容する施設が少なく、あったとしてもすでに消防、警察、海外からの救援隊が利用しており、連合ボランティアが入る余地はなかった。

そこで、ボランティア受け入れ先の地方連合会では、地協などの協力を仰ぎ、労働会館の会議室、地域コミュニティセンター、労働福祉団体の保護施設、民宿などの拠点を確保した。

これらの拠点では、当初、収容可能な人数を超えるボランティアを受け入れたため、一人 あたり一畳強のスペースしか確保できないベースキャンプもあった。

疲労回復と密接な関係にある居住性を犠牲にすることは、救援活動での事故防止の観点から重大な問題である。荷物置き場も含めて、最低でも二畳から二畳半を確保する必要があり、 改善のため何をすべきか平時から議論することが求められる。

泥とほこりにまみれるボランティア活動では、入浴施設の確保も課題となった。会議室など拠点内に入浴設備がない場合、作業終了後、近隣の入浴施設に立ち寄ることで対応した。 仙台ベースキャンプでは、第一陣の派遣開始時点で市内のガス・水道が復旧していなかった ことから、休息日に参加者を近郊の入浴施設とコインランドリーにバスで輸送した。

女性参加者の居住スペースの確保にも苦慮した。女性用に別の部屋を確保することで対応 したが、十分なスペースがない場合は、女性の参加人数を制限せざるを得ないこともあった。

参加者からは各種マニュアル類の整備を求める声も聞かれた。たとえば、ベースキャンプ 内での基本的な生活については、時間の経過とともに、生活インフラ、季節、ボランティア 活動の内容が大きく変化し、各状況に対応するためにはマニュアル作成が不可欠であるとしている。

## 6. 構成組織 (産別) の救援・支援活動(注)

## (1) 自治労

地方自治体の職員を中心につくる自治労(85万人)は、被災地の自治体職員・組合員をバックアップしようと、全国から組合員の参加を募り、現地での支援活動を展開した。

自治労には1995年の阪神・淡路大震災における現地支援の経験がある。この時、避難所の運営、物資配送センター、倒壊家屋調査、義援金交付受付補助、罹災証明書の発行、ボランティアコーディネートなど、一連の自治体業務をサポートした。この経験を踏まえ、今回も組合員派遣の方針決定から2日後には、本部の役職員が現地に入った。

だが、現地で待っていたのは阪神・淡路大震災を遙かに上回る被害、広範にわたる被災地域、さらには福島第一原発事故も発生するという厳しい現実だった。現地では、ベースキャンプの設置に始まり、交通手段や宿泊先の確保、被災単組・自治体との支援業務の調整や参加組合員の割当て、現地ルールの策定など事前準備に追われ、結果的に組合員派遣までには1カ月を要した。

支援組合員は4月10日から、岩手、宮城、福島の3県・16市町に入り、7月10日までの約3カ月間にわたり、延べ約2万1,000人が復興支援活動に従事した。現地では、1チーム5人を基本単位として、「土曜現地入り~日曜引き継ぎ・業務開始~翌日曜に引き継ぎ後帰郷」という、8泊9日サイクルで支援を展開した。

現地で担当した業務は、実に多様だった。被災自治体の職員の代わりに、義援金の受付・ 給付、生活再建支援金や災害弔慰金・援護資金等の受付、仮設住宅の入居関係や民間賃貸住 宅の申請受付、避難者一時帰宅の受付、戸籍・罹災証明書の発行、家屋解体・がれき撤去の 申込み受付といった業務を手掛けた。

また、避難所の運営(補助)から、位牌・アルバム等思い出品の整理・管理、遺体安置所の受付や遺体着衣の洗濯、救援物資の仕分けや物資の配送、保健師・看護師による被災者相談や医療支援、給水支援、公共施設の清掃、漂流物の整理、現地作業への重機の給油、石灰等消毒剤の配布——などにも及んだ。

## (2) 基幹労連

鉄鋼、造船重機、非鉄金属の組合を組織する基幹労連(25万人)では、産別が設置した JBU パワーバンクに登録する組合員が、連合のボランティア派遣に参加するとともに、パワーバンク独自でも、救援活動のために現地入りした。500人延べ 2,000 日)を超える参加者が、ボランティアとしてのマナーを守り、ボランティアチームの牽引役や潤滑油的役割を担うなど、目に見えない部分でも貢献した

JBU パワーバンクは、同労連が行う社会貢献活動の一つ。災害救援ボランティアの人材バンクとも言える制度で、2003 年秋の新たな産別組織発足後、組織力を活かすことで「頼れる産別」を模索するたなかで生まれたものだ。2007 年には、災害発生後、速やかな救援活動・派遣体制を可能にするため、人材の育成・登録をスタート。登録メンバーは、災害救援ボランティア活動や防災の基本、災害時の安全衛生管理などのスキルを習得している。

具体的には、定期的に開催する「基礎講座(導入教育)」の受講者を募集し、修了をもってメンバー登録される。さらに、バンクメンバーを対象に「基本教育・訓練」「上級講座(リーダー教育)」を定期的に実施することでボランティア人材を育成。地域ごとに開かれる「基本教育・訓練」では、救急法や AED の使用法、帰宅困難者が出た場合の対策などを学び、モチベーション維持とスキル向上に努める。

「上級講座」は 2011 年からリーダーの養成を目的に開催。避難所の運営方法や無線での連絡など、有事の統制の取り方・緊急時の対応などのより高度な内容を学ぶメンバーも生まれてきている。

東日本大震災の発生時は、マニュアルに沿った形で3月14日に中央対策本部を立ち上げて対応をスタート。組合員やその家族の安否確認から始まって、カンパ活動やボランティア派遣へと行動展開。連合のボランティア派遣へ参加するとともに、パワーバンク独自でもメンバーが被災地に入り、被害家屋・施設の清掃や家財搬出作業、土砂の撤去などを実施した。基幹労連によると同8月末までの段階で、連合にはのべ343人、パワーバンク独自ではのべ198人が参加している。

一方、組合員が少しでもボランティアに行きやすい環境を整えることを春季交渉の場でも 要望している。ボランティア休暇の新設を要求する場合もあるが、基幹労連では一般的に年 休の積み残し分をボランティアで活用できるようにして欲しいという要求から始めている。

(注) 自治労及び基幹労連の取り組みについては、ビジネス・レーバー・トレンド 2012 年 6 月号の記事を要約したものである。

## 第2項 全労連の支援活動

## 1. 震災直後の初動体制

全労連は震災直後の3月14日、日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)、純中立労働組合 懇談会(純中立労組懇)の三者で「東日本大震災労働者対策本部」(本部長・大黒作治全労連 議長)を設け、①カンパ、支援物資、支援ボランティアなど被災地・被災者への直接支援、 ②国と自治体に被災地・被災者支援対策を提言・要請する取り組みを進めた。特に、政府や 自治体への支援要請では、雇用・暮らしを最優先にした被災者支援の強化や、原発事故にか かわる正確な情報の開示、被害補償の徹底などを強く申し入れた。

一方、被災地においても、それぞれの県労連が中心となり、「東日本大震災岩手県共同対策 本部」、「宮城災対連・東日本大震災共同支援センター」、「東日本大震災・原発事故の救援・ 復興をめざす福島県共同センター」を設置し、支援対策を進めた。中央・地方の対策本部は 現在も活動を継続しており、被災地・被災者の支援に引き続き、力を注いでいる。

## 2. 初動時の取組み

全労連は被災地支援を迅速にすすめるため3月14日、MIC、純中立労組懇と共同で「東日本大震災労働者対策本部」を設置した。対策本部の設立と同時に、加盟する「災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会(全国災対連)」と連携し、緊急支援物資の調達と配送、ボランティア活動をすすめた。14日には全国災対連が、現地調査を実施。翌15日には、全労連は常任幹事会を開き、当面の取り組みとして、①募金活動(海外からの受け入れも準備)、②ボランティア登録の開始、③救援物資の手配と搬送——など任務分担を確認した。

募金活動については、義援金「東日本大震災カンパ」を全組合員に呼びかける一方、全日本民主医療機関連合会(民医連)などと共同して緊急支援カーを数次にわたり、被災地に向けて走らせた。医師や看護師の被災地派遣、医薬品の搬送など民医連の医療活動をサポートするとともに、被災地で支援物資やボランティアの受け入れ体制を整備した。人的・物的支援の拠点として、民医連、新日本婦人の会、全商連などとともに、「全国災害対策連絡共同支援センター」を設立した。4月1日には、全国から集められた食料、衛生用品、防寒具などの緊急支援物資の第1弾(114箱)を被災地に向けて発送。支援物資は5月末まで、生活関連用品、食料品などを中心に3,225箱を被災地に送った。4月7日には、同センターからボランティア初陣を被災地に派遣。週2回往復の送迎バスを運行し、4月下旬の時点で200人近くがボランティアに参加。現地の社会福祉協議会などと連携し、津波で泥をかぶった住宅の清掃や救援物資の仕分け・配布などに汗を流した。

傘下の自治労連や JMIU などの産別労組も独自のボランティア活動を展開した。自治労連は、岩手自治労連に「現地対策本部」を置き、津波の被害が甚大だった陸前高田市には「被災地支援センター」を設け、全国から組合員のボランティアを受け入れた。瓦礫の撤去や支援物資の配布とともに、ボランティア受け入れの拠点となる社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの運営サポートにも携わった。中小金属労働者などを組織する JMIU は期間(5月21日~5月25日)を設けて、組合員にボランティアを呼びかけ、集中的に取り組んだ。近県の地方組織からは、日帰りボランティアの派遣も実施された。

こうした動きは各地にも広がりをみせた。加盟単産、地方組織でも、多くが対策本部を設置した。中央の対策本部との連携に加え、独自の人的・物的支援活動を展開し、この活動は現在も続く。

## 3. 被災地・被災者への直接支援

#### (1) 募金活動

募金は「東日本大震災労働者対策本部」が一元的に集約・管理している。寄せられた募金

は、被災地自治体、被災地の労働組合への義捐金、支援物資とボランティアの活動支援、現 地の労働組合の活動に対する支援などに活用している。募金のうち、単産や地方労連に寄せ られたものは、被災地の自治体や労働組合への義捐金、被災者支援に優先的に活用された。 傘下の単産は被災地に多くの組織を有しており、岩手県の沿岸部に組織をもつ自治労連では 数百人にもおよぶ犠牲者が出た。医労連、生協労連、建交労などの単産でも、多数の犠牲者、 被害者が確認され、寄せられた募金は、こうした被災者の支援に優先的に回された。

募金は、国内だけでなく、海外の労働組合からも寄せられた。フランス、ベトナム、中国、パキスタン、インドなど海外の友好労組からは多額の募金が寄せられた。このうちフランスの CGT からは、募金の具体的な活用方法が要請されたこともあり、協定書を取り交わし、ゲルマニウム半導体検知器購入(放射能測定機・農民連分析センターに設置)、宮城県の小学校への図書寄贈、建交労宮城県本部の事務所再建などに充てられた。

募金は、国内外の関係者だけでなく、広く一般市民からも寄せられた。各地方労連は連日、街頭に繰り出し、広く一般市民にもカンパを呼びかけた。その結果、集まったカンパの第1弾は、3月末に被災地に届けられた。「東日本大震災労働者対策本部」の関係者が、岩手、宮城、福島の県災害対策本部などを訪問し、総額600万円を手渡した。産別では、医労連(委員長・山田真巳子)が独自の募金活動を展開し、2500万円超(2011年5月2日現在)のカンパを集め、支援活動に利用した。東日本労働者対策本部には、2012年3月末時点で累計1億円を超える募金が寄せられた。

## (2) ボランティア活動

全労連と単産の役員と事務局員は震災直後の3月、被災各県に入り、ボランティア活動の準備を進めた。岩手では大船渡で民宿を確保し、宮城では仙台を拠点として4月4日から東京発の往復バスを週2便運行させ、全国災対連と共同でボランティア活動を開始した。このうち岩手は、大船渡市の社会福祉協議会を通じた活動であり、比較的スムーズに進んだ。一方、宮城では、独自にボランティアを手配しなければなかったこともあり、混乱の中でのスタートとなった。4月中旬には活動拠点を石巻に置き、松島の民宿に宿泊先を確保することができた。その後、石巻では営業できない焼鳥屋のご主人の協力もあり、店舗2階を宿泊先として確保できた。

① 宮城県石巻地区におけるボランティアの標準パターン

8:00~ 9:00 宿から宮城災対連石巻ボランティアセンターに移動

9:00~ 9:30 ボランティアセンターで仕事内容の確認、班編成

9:30~10:00 現地に移動

10:00~15:00 現場でボランティア(昼1時間の休憩、実働4時間程度)

15:00~16:00 ボランティアセンターに戻り1日の作業報告書の作成

16:00~16:30 ボランティアセンターで作業報告と翌日の打ち合わせ

16:30~17:30 ボランティアセンターから宿に移動

\*4月から5月中旬までは、松島の旅館を確保。5月中旬以降は、宮城災対連石巻ボランティアセンターごと宿泊できる施設に移動。いずれの場合も宿で夕食をとり、交流を深めた。

② 岩手県大船渡地区におけるボランティアの標準パターン

8:30~9:00 宿から大船渡市社協ボランティアセンターに移動

9:00~ 9:30 ボランティアセンターで作業依頼を受ける、班編成

9:30~10:00 現地に移動

10:00~15:00 現地でボランティア(昼1時間の休憩、実働4時間程)

15:00~16:00 ボランティアセンターに戻り報告書作成・提出

16:00~16:30 ボランティアセンターから宿に移動

\*宿で夕食をとり、交流を深めた。

石巻、大船渡とも、ボランティア活動は、瓦礫の撤去と解体家屋の片付け、床下の泥かき、 支援物資の配送などが中心であった。石巻では、水産加工場で腐敗した魚の処理、お墓の清 掃など苛酷な仕事もこなした。大船渡では、被災した自治体施設や庁舎の片付け・清掃など の仕事も担った。

ボランティアは 4~5 人の班編成を基本とするが、現場の作業量や作業内容に応じて、10 人を超える班編成をくむ場合もあった。班には必ず班長を置いたが、この班長の設定に苦心した。経験のある人や継続してできる人がいれば問題はないが、全員がボランティアは初めてというケースもあった。こうした場合は、できるだけ同じ組織からの参加者で班編成して、そのなかで決めてもらった。作業時間は4時間程度を基本とし、体調や暑さ対策を考慮し、1時間に1回は休憩を入れた。女性や高齢者が参加した場合は、本人の希望を考慮し、泥をかぶったアルバムの整理などの軽作業に従事してもらうこともあった。慣れない作業が続き、体調が優れない人には、宿に戻って休養してもらうこともあった。無理をしないことを基本に、ボランティア活動に従事してもらった。

震災から1カ月近くが経過した4月下旬には、首都圏の建設労連の職人達が機材や道具を 持って参加し、家屋の片付け、床下の泥かきが飛躍的に進んだ。さらに、新しく現場に入っ たボランティアが迅速に支援活動に取り組めるよう、作業工程をマニュアル化した。その結 果、石巻では仕事の依頼が殺到するようになった。

全国から支援ボランティアに参加したのは2012年8月末時点で4432人を数える(岩手1895人、宮城2537人)。これらは全労連で受け付けた参加人数にすぎない。宮城の共同支援センターでは6000人を超えるボランティアが支援活動に従事したことが記録されている。さらに、傘下の産別では、自治労連が岩手の陸前高田を拠点に支援ボランティアをすすめ、5000人を超える参加者を集めた。全教は、石巻を拠点に5月の連休と8月初旬に集中した活動を行い、2000人を超える参加者が汗を流した。医労連、生協労連、福祉保育労、全農協労連などの単

産では、それぞれの加盟組織が行うボランティア活動の支援に取り組んだ。福島では、除染活動も含めて、それぞれの単産による支援活動がすすめられた。2012年8月には、全労連も参加する全国災対連規模で、福島市、伊達市、伊達郡の仮設住宅を訪問し、支援物資を配布しながら、実情や要望の聞き取り活動を行い、県内外から80人ほどが参加した。また、福島県からの避難者が多い山形県では、県労連が中心に「なんでも相談会実行委員会」を結成し、2012年5月と12月に山形市で、避難者を対象に「なんでも相談会」を実施している。

なお、被災地・被災者支援活動は、基本的に全国からの義捐金でまかなっている。このうち、支援物資等の費用は累計で762万円、ボランティアなどの支援活動費は累計で1,122万円となった(2011年3月から2012年5月まで)。ボランティア参加費については、共同バスの送迎代など一定の補助をしているが、それ以外の交通費や宿泊費については、全労連は負担していない。全労連の一般会計を活用した支援では、いわて労連、宮城県労連、福島県労連に対し、オグル配置費と組織拡大など県労連が独自に行う費用への支出に限定している。

## 4. 政府・自治体への要請・提言

行政機関などへの要請・提言では「東日本大震災労働者災害本部」は3月17日、新日本婦人の会、民医連、農民連と連名で、政府に対し「被災者対策強化のための緊急要求」を要請した。物資の確保、移動・輸送のための燃料確保、原発事故に対する正確な把握と安全対策強化などを求めた。

全労連としては3月25日、政府に「東日本大震災に関する当面の緊急要望」を申し入れ、①被災者支援・復興対策を国の責任で系統的・総合的に進めるための「大震災等総合対策本部」の設置②長期にわたる被災者支援、復興支援に対応するための被災者支援・地域復興新法の制定③支援・復興の財源として、米軍への思いやり予算や不急の公共事業費を充て、消費増税法案の撤回④被災者のニーズに沿った支援の強化⑤被災者の当面の生活費や住居、職場再建のための「生活基盤再建費」などの支給⑥被災者の復興事業への優先的採用⑦他県への避難にかかわる手続きの柔軟な対応⑧震災に便乗した解雇・雇い止め、賃金カットを防ぐため財界・大企業への指導強化⑨雇用調整助成金の適用拡大と失業給付や賃金立替払い制度の弾力的運用——などの支援策強化を訴えた。

同時に、「福島原発事故問題に関する緊急要望」も要請し、事故の早期収束と情報開示の 徹底、避難生活への支援強化、東京電力と国による被害への補償などを申し入れた。傘下の 産別においても、医労連が独自に厚生労働省と交渉し、診療費の個人負担分の減免措置など を求めた。

#### 5. 電話相談

全労連ではフリーダイヤルによる全国の労働相談体制をとっている。2011年4月28日に「大震災・緊急労働相談110番」を開設し、被災3県を中心に102件の相談が寄せられた。

「大震災・緊急労働相談 110 番」の目的は、地場の中小零細企業を支え、そこで働く労働者や家族の雇用・生活・くらしを応援するため、被災者・相談者の要求や悩みを聞き取り、法律や制度の紹介、問題解決のアドバイスを行なうことにある。さらに、その結果をとりまとめ、政府・厚労省への制度改善要求や第二次補正予算要求に反映させることも目的とした。

こうしたなか、宮城ではコロナワールドの非正規社員やソニー仙台工場の契約社員の雇止めなど、解雇・雇止めが発生し、宮城県労連を軸に組織的な対策、支援活動を行ってきた。福島では、原発の影響で事業再開のめどがたたなくなった農協や病院の労働者からの相談を受け、単産と福島県労連の連携のもとに組織的な対策をとってきた。岩手では、津波で流された福祉施設の労働者から相談があり、単産と岩手県労連の連携により、施設の再建を求めて対策をとってきた。

労働組合の役割として、被災地の労働相談体制と組織対策の強化が求められていることから、全労連として被災3県の地方労連の組織的な支援対策に重点を置いた。宮城と福島では、 労働相談と組織対策の専任担当者の配置、岩手では宮古に労働相談センターの開設と専任者 配置をすすめ、その財政的な支援をはかった。

寄せられた相談は、「工場が被災し、自宅待機となったが、未だに賃金の説明がない」「タクシー会社で働いていたが、多数の営業車が津波に流され、自宅待機している。これからの生活が心配」といった、職場が被災したため雇用不安にさらされるケースや、直接の被災地ではなくても、「温泉旅館で板前をしていたが、客が急減して、退職に追い込まれた。求職活動しているが、思うような仕事がなく困っている」「自動車工場で部品が入ってこないため、3月は13日間、4月は14日間の休業となり、休業手当は出たものの大幅な減収となった」「旅行添乗員をしているが、震災後に自宅待機となり、その後、退職させられた」など、深刻な内容となっている。2012年3月末時点までに、岩手376件、宮城462件、福島284件で累計1,122件の相談が寄せられた。この電話相談は現在(2012年12月時点)も続けられている。

## 6. 課題

被災3県は、それぞれ困難を極めた現状と経過を持っていると認識される。被災3県の中では、宮城県の支援活動が先行しているが、行政との連携は十分とは言えない状況にあり、独自の支援活動となっている。岩手県では、行政との連携は進んでいるものの、県中心部と被災沿岸部が遠く離れていることもあり、支援活動が組織的なものに発展できていない課題がある。沿岸部の労働組合も甚大な被害を受けた状態からの再出発となっている。福島では、原発による放射能汚染が深刻化しており、被災者・仮設住宅への支援対策に組織的な体制が十分に確保されていない状況にある。被災三県の相違する状況を踏まえ、今後はスピード感ある支援策を模索していかなければならない。

被災者・被災地支援でもっとも重要なことは、国と自治体による支援である。全労連は、 住民本位の復旧・復興をめざして、政府に要求をまとめて交渉を行っている。さらに、原発 に対する政策をまとめ、政府・東電に対し、補償対策を含めた要請を行っている。今後は、 こうした制度・政策要求の実現と併せて、被災地・被災者に寄り添った支援活動をすすめて いく。

## コラム:木造仮設住宅設置を担う労働者供給の仕組みを構築ー全建総連

建設労働者約62万人が加盟する全国建設労働組合総連合(全建総連)では、震災発生後、国土交通省からの木造仮設住宅設置の要請に応えるため、全国中小建築工事業団体連合会、日本建築士連合会と共同で「応急仮設木造住宅建設協議会」を立ち上げた。同協議会では、被災3県の幹事会社を通じ、2011年8月23日時点で福島県を中心に延べ7,000人の建設労働者を送った。

全建総連では、被災地で労働者が不足していることや仮設住宅建築の工期短縮が求められていることから、大量の労働者を迅速に送り出すことができるよう、急遽、厚生労働省職業安定局の需給調整課と相談の上、労働者供給事業の許可を取った。

当初は、職業紹介事業として実施することも検討したが、有期であれ、無期であれ許可を 取得するのに時間がかかりすぎるため、断念。労働者供給事業であれば、必要な書類さえ整 っていれば事後の申請でも問題ないとのことだったので、その枠組みを選んだ。

現地で働く労働者の賃金については、「格差が激しい」と聞いていた。たとえば、「日給2万円」という募集条件を見て、応募したところ、現地での宿泊費や交通費込みでの金額で、それらを差し引くと手元には1万円程度しか残らない場合もあったという。

そこで全建総連が労働者供給事業の許可を受け、労働者を送り出すにあたり、幹事会社との間で労働協約を締結し、一定水準の労働条件を担保できるよう配慮した。賃金については、 大工・各職(住宅の設備等を設置する作業員)で日給2万円以上、手元作業員(大工の補助的業務を行う作業員)は1万5千円という基準を定めた。

県内の被災者を雇用する場合は、これとは別に勤務地までの交通費も支給した。さらに県外からの労働者を送り出す場合は、交通費に加え、宿泊費も支給した。幹事会社に対しては、雇い入れの際、労働者に対し、雇い入れ通知書を出すよう指示している。また、労災については幹事会社が一括で加入している。

震災後の木造仮設住宅活動で得た経験を活かすため、2011年9月には全建総連と幹事会社が共同で「全国木造建設事業協会」を設立した。各県との間で協定を結び、災害発生時において人的支援が必要となった場合、前述の労働者供給事業の枠組みで組合員を現地に送り込み仕組みを整備した。

平時であっても、短期で労働者の供給が必要とされる場合は、全建総連と会員事業者の間で労働協約を締結し、賃金も含め、適正な労働条件を決めた上で適正に実施することが可能となった。全建総連では、こうした動きを建設労働者全体の賃金底上げにつなげたい考えだ。

#### 第2節 経団連など使用者団体の支援活動

## 第1項 経団連の支援活動

## 1. 震災発生前の体制

日本経済団体連合会(経団連)では、東日本大震災発生後、NPO、NGOとの連携、協働しながら、様々な支援活動を展開した。その具体的な内容は、経団連報告書「東日本大震災における経済界の被災者・被災地支援活動に関する報告書ー経済界による共助の取り組みー」(2012年3月)に紹介されている。同報告書によると、NPO、NGOとの連携・協同による支援活動の背景には20年近くにわたって積み上げてきた社会貢献活動の経験がある。

1990 年には、企業・個人による寄付やボランティア等の社会貢献活動を推進するため、「1% (ワンパーセント) クラブ」を設立。さらに同年7月、経団連の政策委員会として「社会貢献推進委員会」を発足させ、企業と NPO、NGO 間の相互交流の促進等に取り組んできた。

1995年に発生した阪神・淡路大震災では、義援金や支援金等の寄付に加え、1%クラブが市民活動団体とともに「阪神・淡路大震災被災地の人々を応援する市民の会」を結成し、物資の提供やボランティアへの参加を呼びかけた。

2004 年に発生した新潟中越沖地震における災害ボランティア支援活動を契機に、企業やNPO、社会福祉協議会、共同募金会等で構成される「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(通称「支援P」)」が設置された際には、1%クラブも参加した。

さらにわが国のNGO、経済界、政府が対等なパートナーシップのもと、世界各地の自然災害時や難民発生時の緊急援助をより効果的かつ迅速に行うことを目的に 2001 年に発足した「ジャパン・プラットフォーム (JPF)」に対しても、1%クラブの広報媒体「1%クラブニュース」等を通じて、会員企業へ資金面での支援を呼びかけてきた。

また、平時においても、企業の社会貢献担当者と NPO、NGO が議論しながら、災害ボランティアを支援するための仕組みづくりや効果的な支援の在り方について検討を重ねてきた。

#### 2. 初動体制

経団連は東日本大震災発生直後の3月14日、「東日本大震災対策本部」(本部長:米倉弘昌会長)を立ち上げるとともに、1%クラブ(佐藤正敏会長)と連携し、経団連のホームページ等を通じて、資金面、物資面、人材面における被災者・被災地支援の情報を発信した。

16 日には、臨時の会長・副会長会議を開き、「未曾有の震災からの早期復旧に向けた緊急 アピール」を公表した。同時に政府に対し、生活関連物資を運ぶ民間輸送車の通行手続きの 簡素化や自衛隊による支援物資の輸送などを要望した。

さらに 18 日には、「救援物資ホットライン便」(被災県から申請のあった救援物資を企業等からの提供を受けて被災地に届けるスキーム)を立ち上げるとともに、企業などに物資の募集を呼びかけた。

同時に、被災地内外の NPO、NGO が情報交換を密にし、連携して災害支援に取り組むことを目的に3月30日に結成された「東日本大震災支援全国ネットワーク (JCN)」にも1%クラブが協力団体として参加し、迅速かつ円滑な活動の推進に貢献した。

こうした取り組みについて、会員企業等からは、「経団連から複数の支援メニューの提示、働きかけがあったことから、自社の実情に即した支援活動を選択し、即、行動を起こすことができた」、「その後の自社独自のプログラムを検討、実施する上で参考になった」といった評価を得たという。

## 3. 活動内容

## (1) 資金面に係る支援活動

経団連では、震災対策本部の立ち上げと同時に、企業、団体等に対し、被災者へのお見舞い金として直接届ける「義援金」やボランティアの活動資金となる「支援金」への寄付を呼びかけた(注)。

支援金については、支援 P とともに海外災害救援活動支援にあたってきた JPF がいち早く 支援に乗り出したことから同団体に資金協力を依頼した。さらに今回の震災に対応して、新 たに指定寄付金として中央共同募金会に創設された「赤い羽根災害ボランティア・NPO 活動 サポート募金」や JPF の助成対象プロジェクトを選定する際に寄付を行った事業者の立場か ら審査に参画した。

3月14日には義援金、支援金の振込先口座を案内したことから、会員企業の間から「金寄付を迅速に行うことができた」との評価を得ている。

(注)企業・団体から寄せられた支援金・義援金の規模については第2節「被災者・被災地支援アンケート」 結果を参照。

#### (2) 物資面に係る支援活動

物資面に係る支援活動としては、①「救援物資ホットライン便」の構築と物資提供のお願い②災害ボランティアセンターへの資機材提供等の協力の呼びかけ③「うるうるパック」の物資提供の呼びかけ——等があげられる。

## ア. 救援物資ホットライン便

今回の震災は交通インフラや石油精製施設等にも甚大な被害を及ぼしたことから、ガソリン・軽油の需給が逼迫し、物流機能が麻痺した。そのため、企業等が救援物資を被災地に届けたくても届けられない状況が続いた。

経団連では、被災地における物資や燃料不足を解消すべく、タンクローリーや物資輸送トラックへの緊急通行車両確認標章の交付手続きの簡素化等、規制緩和を政府に働きかけた。

同時に発災から一週間で被災県の知事等と直接のネットワークを構築し、救援物資を被災 地に届ける支援スキーム「救援物資ホットライン便」を立ち上げた。

具体的には被災県から要請のあった救援物資をホームページで公開し、企業等には食料品や日用品等の救援物資の提供を呼びかけた。地方自治体や自衛隊、さらには民間輸送事業者の協力を得て、約300トンの救援物資を届けた。

救援物資ホットライン便のネットワークを活用することで、EU からの救援物資の受け入れたの仲介にも貢献した。

## イ. 災害ボランティアセンターへの資機材の提供

支援Pが災害ボランティアセンターを設置するに際し、立ち上げや運営に必要な資機材等の提供に協力した。具体的にはプレハブや車両無償リース、自転車など、各企業による資機材の提供の申し出と現地災害ボランティアセンターのニーズとの仲介や損金算入に必要な救援物資受領書の発行を依頼した。

## ウ. うるうるパック

「うるうるパック」と呼ばれる救援物資の提供にも取り組んだ。うるうるパックは、被災地域の住民が必要とする物資を被災地外で集約し、現地でそのまま各世帯に配付できるようあらかじめ小分けし、袋詰めしたものである。支援 P が発案し、2006 年の長野県、鹿児島県の豪雨水害や 2007 年の能登半島地震、新潟県中越沖地震の際にも配付し、被災者とボランティアとのコミュニケーションのきっかけや被災者を応援する心を届ける手段として活用されてきた。

東日本大震災発生後、第一弾として、被災地の小中学生向けの学用品や女性向けの基礎化粧品等を詰めたパックを宮城県女川町に届けるため、企業等から関係物資の提供を受けた。 さらに企業、団体等から約280人のボランティアが東京に集まり、物資を袋詰めするとともに、メッセージカードを作成した。

4月8日には、1%クラブの佐藤会長が宮城県女川町に入り、小中学生や女性の代表者に同パックを届けた。

第2弾として、宮城県七ヶ浜町などの小中学生に生活用品等を届けた。袋詰めにあたっては、約250人の企業人等のボランティアが参加した。

#### (3)人材・サービス・ノウハウに係る支援活動

## ア. 企業人ボランティアプログラム

1%クラブは支援Pと連携し、現地の受入体制が整う4月下旬から、岩手、宮城、福島の被災3県に4、5日単位で「東日本大震災の被災地の人々を応援する企業人ボランティアプログラム」を編成し、社会貢献活動に関心の高い企業の社員の参加を呼びかけた。

ゴールデンウィークや梅雨の時期を除き、8月上旬まで畑のがれき撤去、個人宅や側溝の 泥かき、被災者にとって思い出深い写真の洗浄、仮設住宅への支援物資の配付等を行った。 最終的に派遣回数は20回に及び、49社・グループから延べ2,101人の企業人等が参加した。

同プログラムへの参加者は、ボランティア活動の経験のない者が全体の約8割を占め、また、時間的な制約から通常ボランティア活動に参加しづらい30代~40代の参加者が6割に達するなど、これまでのボランティアにはない関心の高さが伺えた。これを契機にボランティア休暇や経費補助等の制度を創設した企業もあった。

現地からは、ゴールデンウィーク明けから夏休みまでの間は学生等のボランティアの確保 が難しいことから、一定規模の人数の企業人がボランティア活動に参加したことで感謝され たという。また、企業人のマナーや統率力の高さも評価された。

同プログラム終了後も、参加者はメーリングリスト等を通じて交流を続け、被災地支援の情報交換を活発に行ったり、自社・自グループ独自のボランティアプログラムを企画・実施するなど、支援の輪が広がった。

震災直後の「うるうるパック」や4月下旬から開始した同プログラムは早い段階で実施したことから、企業の取り組みをリードした企画として、社員のボランティア参加へのきっかけ作りになったと、参加企業から評価を得た。

特に同プログラムについて、会員企業からは、「ボランティアをしたい社員の受け皿的な役割を果たすとともに、その後、自社・自グループでボランティアプログラムを立ち上げる際の参考になった」、「単独での実施が難しい企業でもボランティアを派遣することができた」、「企業人による支援ネットワークができた」との意見が寄せられた。

他方、「募集期間をもっと長くすべきだった」、「募集の範囲をより多くの企業に広げるべきだった」、「今後の現地のニーズに即した何らかの企画を実施してほしい」といった指摘もあった。

## イ. 東日本大震災 I C T 支援応援隊

今回の震災は、インターネットや携帯電話などの普及が進む本格的なICT(情報通信技術) 社会において、発生した。安否確認や避難者リストの作成をはじめ、行政、医療など復旧に 向けたあらゆる面でICTの利用が不可欠となるなか、ICT関連企業が一体となって被災地を 支援できるよう経団連やICT産業の関連団体8団体が呼びかけ人となり、4月に「東日本大 震災ICT支援広援隊」を設立した。

応援隊では、ICT に係る被災地からのニーズと関連企業のマッチングを図り、7月末までにパソコン約1,500 台、プリンター約1,300 台、LAN 回線約100 回線を避難所、自治体、仮設住宅等へ設置した。設置にあたっては、ICT 関連企業から多くの社員がボランティアとして参加した。

このほか、震災発生直後から ICT 関連企業より、災害伝言サービス、安否確認サービス、

被災地への通行実績情報などが提供されたほか、クラウドを用いた情報管理システムや遠隔 会議システムの構築、製品の無償補修サービスの実施などが行われた。経団連もホームペー ジを通じてこれらサービスの周知活動を行った。

## (4) 購買活動を通じた支援活動

震災や風評被害で深刻な打撃を受けている農水産業者や食品関連事業者への支援にも取り組んだ。東北・関東地方の安全な農水産物・食品等の消費回復を通じて、被災地を支援するため、関係自治体や農業関係団体、消費者団体等との連携体制を整えた上で、企業等に対し、社員食堂での食材利用や企業内での産直市「企業マルシェ」等での被災地応援フェアの実施を働きかけた。

## 4. 課題

支援活動を通じて、いくつかの課題が浮き彫りになった。

ボランティア派遣については、現地の状況やニーズが刻々と変化する中で、信頼できる現地パートナーを見つけることが重要となる。これを解決するため、ボランティアの派遣先の決定にあたり、社員をボランティアセンターに常駐させることで、地元との信頼関係を築きながら、自社のボランティアプログラムの調整を図った企業の例もあった。

今後は、独自のプログラムを実施した企業の経験も踏まえて、受け入れ先の自治体と連携した NPO、NGO の意見を聞きながら、幅広い情報共有の仕組みを構築することが検討課題である。

また、企業からボランティアを受け入れる団体が被災者のニーズをくみ取った多様なボランティア活動プログラムを開発できれば、企業人の特性を活かした活動が展開しやすくなると期待できる。

今後も企業が継続的に支援を行っていくためには、本業に関連した活動を展開した方が対応しやすいとの意見があることから、企業自らの特性や強みを活かした分野や社会貢献の重点テーマを掲げた取り組みを行っていくことが重要と考えている。

現在、物資を無償で提供する段階から、地方経済の自立的な復興・活性化を促す支援活動に力点が移っている。その際、地方自治体やNPOなどと密接に連携して、現地のニーズを把握しながら、きめ細やかに対応することが求められる。

NPO、NGOの活動も、緊急支援段階にみられた外部から被災地に入って行うものから、地元に根ざした NPO 主体の活動へ移行、継承を図っていく必要がある。そのため、地域の中長期的課題に取り組む地元の NPO、ボランティアグループの育成が課題となり、その観点から各県ごとの連携センターの役割が重要となる。

今後の大規模自然災害の発生の備え、①緊急支援や中長期的支援に係るニーズを適切かつ タイムリーに収集・提供する機能の充実②救援物資をはじめとした各種の支援ニーズを効率 的にマッチングする仕組みの構築③NPO/NGO 中間支援組織の機能強化④企業・団体間における被災者・被災地支援活動に係る連携促進策⑤非常時における諸規制の柔軟な運用⑥諸外国の政府・企業等からの支援受入体制の整備⑦経済界による支援活動に対する第三者からの評価の仕組み⑧災害支援の実施に伴い、NPO/NGOの通常活動への寄付など、平時における社会貢献活動が極端に低下しないような配慮——の検討を求めている。

## 5. 業界団体が実施した震災直後の救援活動(注)

## (1) 石油連盟

石油連盟では、首相官邸からの直接の要請も受けながら、震災発生後すぐ、ガソリンなどの燃料の供給に乗り出した。震災発生翌日の3月12日、会員各社に被災地への石油製品の供給確保を要請。首相官邸からの燃料供給の個別要請に対応するため、二四時間体制のオペレーションルームを石油連盟事務所内に設置した。

オペレーションルームでは、3月末までに約1,400件の政府要請に対応。主な対応例として、緊急ヘリコプター用のジェット燃料の福島空港へのピストン輸送、原子力発電所の冷却装置や事故対応にかかる車両用の燃料のドラム缶輸送、原発周辺の住民避難用のガソリン・軽油の運搬などを実施した。

防衛省緊急調達としての燃料の自衛隊基地への配送では、多賀城駐屯地や松島基地などへ 灯油・軽油のドラム缶 4,000 本を 3月 27 日までに運んだという。ガソリンもドラム缶で計 1,080 本を 3月 31 日までに配送した。

石油連盟では、業界としての無償支援も行った。ドラム缶 1,950 本分の灯油・軽油を岩手、 宮城、茨城の三県に送った。

## (2) 全日本トラック協会

全日本トラック協会では、「東日本大震災災害対策中央本部」を地震発生当日の11日のうちに立ち上げ、4月20日までは職員が本部に泊まり込んで官邸や国土交通省からの物資輸送の要請に対応した。

緊急物資を被災地へ輸送するために同協会が首相官邸と国土交通省を通じて手配した車両台数は、2011年5月27日時点で1,925台に達する。これとは別に、地方自治体が各県のトラック協会支部を通じて手配した台数も6,101台にのぼった。

協会によれば、宮城、福島、岩手、茨城の各県のほか、その他の地域を含め、パン、おに ぎりなど食料品 1,900 万食、飲料水 460 万本、毛布など 46 万枚を運んだという。さらに発電 機(560 台)、ストーブ(2,510 台)、トイレ(5,297 台)のほか、棺も運送した。

福島第一原発周辺の避難対象地域の住民が避難する際の引越荷物の輸送では、各市町村が 集約し引越を進めているが、協会としては全面的に協力すると同時に、地元福島県の事業者 を優先的に使うよう要望を出した。 (注) 石油連盟及び全日本トラック協会の取り組みについては、調査・解析部のヒアリングを基に作成したビジネス・レーバー・トレンド 2011 年 7 月号から抜粋、再構成したもの。

## 第2項 経団連「被災者・被災地支援アンケート」結果

経団連では、東日本大震災発生後、企業・団体が行った被災者や被災地に対する支援の状況を把握するため、2011年10月から11月にかけて、「被災者・被災地支援アンケート」を実施した。調査対象は経団連会員の企業、業界団体や都道府県経営者協会など1,485社・団体。うち、461企業(回答率35.2%)、53団体(回答率30.3%)から回答があった。

経済界全体の支援額は、約 1,224 億円だった。内訳をみると、企業による支援額が約 904 億円、団体による支援額が約 107 億円、従業員による募金や店頭募金、寄付金付商品の販売など社員や消費者、顧客などに呼びかけて集めた寄付金の額が約 213 億円となった。

このうち、企業による支援額の内容をみると、①金銭寄付約 715 億円②サービスを含む現物寄付約 148 億円③社員募金や店頭募金等に係るマッチング寄付約 27 億円③その他約 14 億円だった(図表 1)。

図表1 経済界全体からの支援額(社員や消費者・顧客等からの寄付を含む)

(単位:億円)

項目	支援額		
		構成比	
1. 企業による支援額	904.06 73.		
(a)金銭寄付	715.41	58.4%	
(b)現物寄付(サービスを含む)	147.92	12.1%	
(c)社員募金や店頭募金等に係るマッチング寄付	26.88	2.2%	
(d)その他	13.84	1.1%	
2. (1)団体がとりまとめた支援額	90.44	7.4%	
(2)団体独自の支援額	16.12	1.3%	
小計 <企業・団体による支援額>	1,010.61	82.6%	
3. 社員や消費者・顧客等の寄付金	213.44	17.4%	
合計 <経済界全体からの支援額>	1,224.05	100.0%	

※「構成比(%)」は、「項目別支援額/経済界全体からの支援額の合計(1,224億円)」

企業による被災者・被災地向け支援活動の内容を聞いたところ、「金銭給付」の割合が最も高く 95%となった。これに「社員等への寄付の呼びかけ」(86%)、「現物寄付(サービスを含む)」(72%)、「社員等の被災者・被災地支援活動への参加」(56%)が続いた(図表2)。

<sup>※「1. (</sup>d)その他」には、CSRの一環から業務としての活動も一部含まれている

<sup>※「2.(1)」</sup>には、団体を通じて経団連会員以外の企業からの支援が含まれる 一部「1.企業による支援額」と重複している可能性あり

図表2 企業による被災者・被災地支援活動の状況

(単位・社・グループ 億円)

	(単位: 社・グルーノ、億円						
	項目	実施企	<b>È業数</b>	支援額			
			実施割合		構成比		
1.	金銭寄付	438	95.0%	715.41	79.1%		
	(a) 義援金(被災者に直接届けられる見舞金)	417	90.5%	358.03	39.6%		
	(b) 支援金(NPO等の支援活動に対する寄付)	154	33.4%	137.52	15.2%		
	(c) 自社(·グループ)が運営する奨学金·助成金等	34	7.4%	28.74	3.2%		
	(d) その他	54	11.7%	13.70	1.5%		
	(e) 今後の支出予定	36	7.8%	177.42	19.6%		
2.	現物寄付(サービスを含む)	331	71.8%	147.92	16.4%		
3.	施設開放	92	20.0%				
4.	社員等の被災者・被災地支援活動への参加	259	56.2%				
	(a) 自社・自グループが企画した被災者・被災地支援 活動への社員等の参加	170	36.9%				
	(b) 他組織が企画した被災者・被災地支援活動への 社員等の参加の呼びかけ・紹介	184	39.9%				
5.	その他の取組み	419	90.9%	40.72	4.5%		
	(a) 社員等への寄付の呼びかけ	398	86.3%	23.73	2.6%		
l	(b) 消費者・顧客に寄付を呼びかける取組み	154	33.4%	3.15	0.3%		
l	(c) 被災地応援·風評被害対策購買活動	124	26.9%				
L	(d) その他	65	14.1%	13.84	1.5%		
調	查回答社数	461	-	904.06	100.0%		

<sup>※「</sup>実施割合(%)」は、「各項目別実施企業数/調査回答社数(461社・グループ)」※「構成比(%)」は、「各項目別支援金額/企業による支援金額(904億円)」※「5(a)」および「5(b)」の支援額は、企業によるマッチング寄付金額

社内に被災者や被災地支援のための対策本部を設置した企業の割合は約6割(63.8%)に 上る。うち、8割の企業では経営トップが対策本部長を務めていることがわかった。

対策本部を設置した企業ほど多額の支援を実施した割合が高く、設置企業では支援金一億 円以上の企業の割合が約4割だったのに対し、未設置企業では約1割だった(図表3)。



図表3 対策本部の有無による支援額等の状況

(対策本部設置企業:271社、未設置企業:154社)」

支援内容の広報媒体を聞いたところ、「ホームページ」が約66%とトップで、「プレスリリ ース・会見」(51%)、「CSR レポート、社会貢献報告書」(46%) が続いた。

「社員等の被災者・被災地支援活動への参加」を行った企業 259 社の支援活動の参加延べ 人数を集計したところ、約18万人に上った。

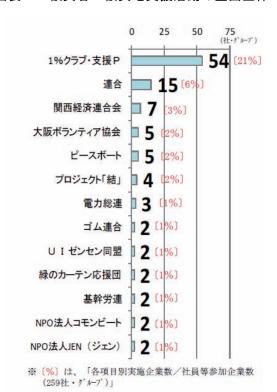
259 社のうち、約65%にあたる170 社は自社・自グループで支援活動を企画している(図 表4)。一方、他の組織が企画した支援活動に参加するよう社員に呼びかけた企業 184 社に企 画主体を聞いたところ、「1%クラブ・支援P」を回答した割合が21%と最も高いものの、「連 合」(6%)、「関西経済連合会」(3%)、「大阪ボランティア協会」(2%)など多様な組織と の連携がみられた(図表5)。

図表 4 被災者・被災地支援活動への取り組み状況(企画主体別)

(単付:社・グルーブ、人、人・日)

項目	実施企業数		参加人数			参加延べ人数		
		実施割合		構成比	うち実績	うち予定		構成比
(1) 自社・自グループが企画した被災者・被災地 支援活動への社員等の参加	170	65.6%	52,017	80.4%	42,232	9,785	139,312	76.6%
(2) 他組織が企画した被災者・被災地支援活動 への社員等の参加の呼びかけ・紹介	184	71.0%	12,685	19.6%	11,754	931	42,667	23.4%
合計 (社員等参加の実施企業)	259	-	64,702	100.0%	53,986	10,716	181,979	100.0%

<sup>※「</sup>実施割合(%)」は、「各項目別実施企業数/社員等参加実施企業(259社・ダループ)」※「構成比(%)」は、「項目別参加人数(or参加延べ人数)/社員等の参加に係る参加人数(64,702人)(or参加延べ人数(181,979人・日))」

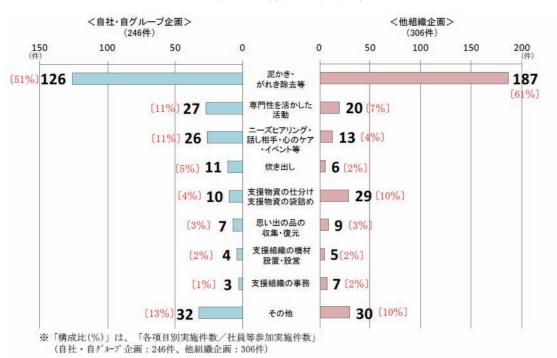


図表 5 被災者・被災地支援活動の企画主体

主な活動先は、「災害ボランティアセンターを通した施設等」が過半数(52%)を占め、 これに「避難所・被災者宅」(22%)が続いた。

具体的な活動内容は、自社・自グループの企画では、「泥かき・がれき除去等」がもっとも多く、約半数(51%)を占めた。これに「専門性を活かした活動」(11%)、「ニーズヒアリング・話し相手・心のケア・イベント等」(11%)がほぼ同率で続いた。

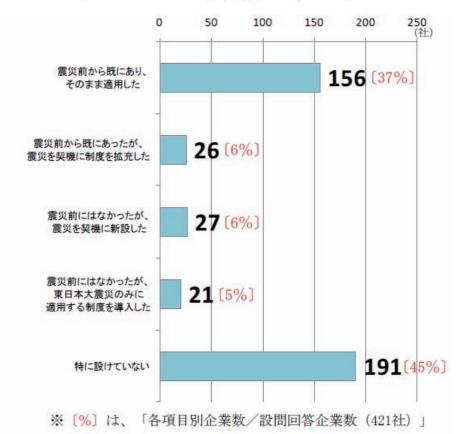
一方、他組織による企画でもトップは「泥かき・がれき除去等」で約六割を占めたが、二番目以降は「支援物資の仕分け・袋詰め」(10%)、「専門性を活かした活動」(7%)が続いた(図表6)。



図表 6 具体的な活動内容

調査は、今回の大震災を契機に、企業がボランティア休暇制度をどのように整備したかも 聞いている。

まず、短期のボランティア休暇制度の整備状況については、「震災前にはなかったが、震災を契機に新設した」企業が6%あったほか、「震災前から既にあったが、震災を契機に制度を拡充した」(6%)、「震災前にはなかったが、東日本大震災のみに適用する制度を導入した」(5%)もあるなど、社員のボランティア活動を支援する制度を充実させた企業が目立った(図表7)。

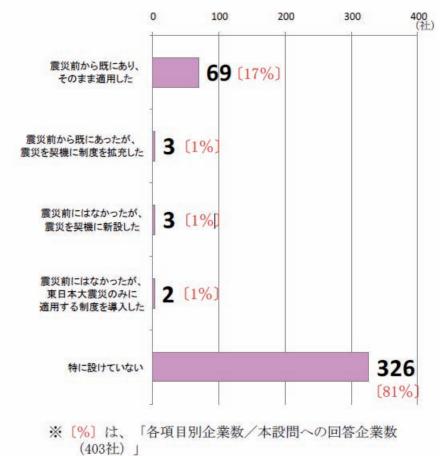


図表7 ボランティア休暇制度(短期)の整備状況

現在、「(制度を)特に設けていない」と答えた191企業においても、「いずれ導入したい」(25%)、「近く導入する方向」(3%)と合わせて約3割が制度導入の見通しを立てている。調査対象期間の半年間に休暇制度を取得した社員数は4,635人で、2010年度の年間実績2,761人を大きく上回った。

調査対象期間の約半年間に休暇制度を取得した社員の数は 4,635 人で、2010 年度の 2,761 人を大きく上回った。

中長期のボランティア休職制度の整備状況については、約8割が「特に設けていない」と回答しており、「震災前から既にあったが、震災を契機に制度を拡充した」(1%)、「精細前にはなかったが、震災を契機に制度を拡充した」(1%)、「震災前にはなかったが、東日本大震災のみに適用する制度を導入した」(1%) はいずれも一桁台に止まった(図表8)。



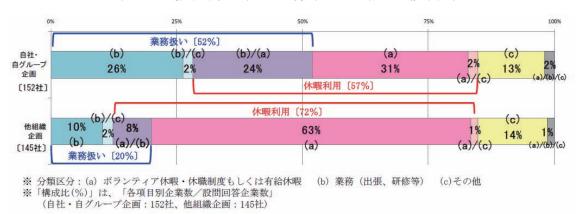
図表8 ボランティア休職制度(中長期)の整備状況

ボランティア休職制度を「特に設けていない」と回答した企業でも、約1割が「いずれ導

入したい」と考えている。制度を取得した社員数も 73 人と前年度の 22 人の 2 倍強となっており、今後広がりを見せる可能性がある。

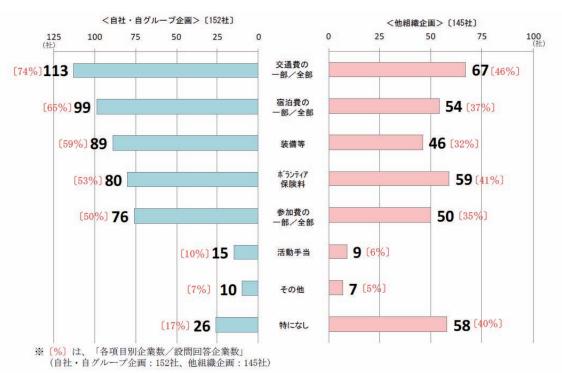
社員が支援活動に参加する場合の勤務上の扱いを聞いたところ、自社・自グループで企画 した活動に参加する場合では、「出張や研修など業務扱い」(約26%)と「ボランティア休暇・ 休職制度もしくは有給休暇扱い」がほぼ同じ程度の割合となった。

一方、他組織が企画した活動に参加する場合には、「ボランティア休暇・休職制度もしくは有給休暇扱い」が約6割と圧倒的に高い割合を示した(図表9)。



図表 9 支援活動参加者への勤務管理上の扱い(複数回答)

支援活動へ参加する社員への支援の内容をみると、自社・自グループで企画した活動に参加する場合では、「交通費の全部又は一部を支給」(約74%)、「宿泊費の全部又は一部を支給」(約65%)、「装備品等の支給」(約59%)、「ボランティア保険料の負担」(約53%)、「参加費の全部又は一部の負担」(約50%)となった。一方、他組織が企画した活動に参加する場合は、いずれの項目も50%を下回っており、自社・自グループが企画した活動に参加したほうが手厚い支援を受けられることがわかった(図表10)。



図表10 支参加者への支援内容(複数回答)

## 第3節 2011 春季交渉に与えた震災の影響と労使の対応

## 1 交渉の最終局面で発生した大震災

3月11日、労使はまさに2011春闘の交渉大詰めを迎えていた。電機、自動車といった交渉リード役の産別は、翌週の16日に迫った集中回答日に向けた、最終的な腹固めや調整を翌土曜の12日に行い、週明け以降、最終交渉の追い上げに入るところだった。

その最中、あの大震災が発生した。

その後の労使の対応や経過に触れる前に、2011年春の労使交渉のテーマを振り返ってみる。 労使共通した課題は、同床異夢の感があるとはいえ、「グローバル競争」に今後いかに勝ち抜いていくかと、「デフレ経済から脱却」だった。

交渉現場では、例えばこうした労使のやり取りが展開されていた。

電機連合と業種別団体との産別労使会議では、共通のテーマとして「デフレ循環からの脱却」を図るために、「労使一体となった人への投資」を通し、「グローバル競争に勝つ仕組みづくり」の構築に向け、様々な意見交換を重ねていた。

また、自動車総連傘下の労使交渉では、組合が「これ以上のデフレ進行を食い止めるためにも、賃金カーブ維持分の確保は、一歩も譲れない最低限の要求である」、さらに業績回復を踏まえて、「一時金については、生活給の観点に加え、組合員のこれまでの努力に報い、更なる意欲・活力につなげるためにも、水準の回復が極めて重要である」と主張していた。これに対して経営側は、リーマン・ショック後の業績回復における組合員の協力は評価し、組合が主張する国内事業基盤の維持・強化に向けた人材力強化にも理解を示す一方、「固定費の増加に繋がる賃金改善には到底応えられない」「賃金カーブ維持にも慎重な判断が必要」「企業実態とかけ離れた一時金要求である」など、厳しい姿勢を崩していなかった。

振り返ると、交渉をめぐる環境は、リーマンショックによる経済危機、さらに、2010年6月からの急激な円高局面にもかかわらず、企業は素早く利益の出る体質に転換し、当期の業績は押し並べて、予想を上方修正するものだった。生産・販売水準は、政府の自動車販売額エコカー補助金や家電エコポイント制度での一定の底上げ効果もあり、金融危機前の8割程度まで回復していた。

そこで、労組側は 2011 年春の交渉でここ 10 年以上にわたって縮減を続けた賃金水準の復元を掲げ、さらにこの間、拡大した正規と非正規の格差是正に向け、時間換算で正社員を上回る処遇改善の要求を前面に打ち出した。

しかし、そこに襲いかかった「3.11 東日本大震災」は、わが国の経済活動を緊急停止させるほどの、インパクトだった。百年に一度の経済危機を克服する一歩手前で、千年に一度といわれる「天災」が襲い掛かかった。それだけでなく、そこに人類にとっても未知の領域と規模である福島第一原子力発電所の事故という「人災」がつけ加わった。

## 2 自動車は自主判断、電機は交渉続行

マグニチュード9の巨大地震がもたらした被害は甚大だった。地震直後、大津波が太平洋沿岸を襲い、夥しい数の人命を奪った。その津波は福島第一原発をも直撃。被災地に追い打ちをかけ、避難地域にある自治体全体の疎開に及んだ。さらに首都圏では交通網の寸断と計画停電により、経済活動は停滞を余儀なくされ、会議やイベント関係も自粛ムードが蔓延した。

震災発生直後は、社員・組合員やその家族の安否が定かでないことに加え、職場の被害状況も判然としなかった。未曾有の大震災・津波という災害下で、目前に迫った集中回答日の扱いについて、統一闘争の取りまとめ役である産別組織は、交渉続行か、延期か、凍結かの決断を迫られた。

自動車、電機といった交渉リード役の産別で構成する金属労協は 14 日朝、戦術委員会を開き、各産別の当面の対応として、「組合員・ご家族の安否確認と救援体制の確立を最優先とする」ことを申し合わせた。そのうえで、「各産別は当初設定した集中回答日である 16 日以降、回答引き出しを行う」との既定路線を確認しつつも、震災の影響などにより同日の回答引き出しが困難な場合は、「各産別の判断に委ねる」ことを決めた。

これを受け同日、自動車総連は闘争委員会を開き、「今回の震災の影響などにより、当初の回答指定日での回答引き出しが困難な場合には、最大限の早期解決を図ることを前提に、日程の再配置を行うことも可とする」とし、16日の回答日にこだわらない判断を示した。他方、電機連合は同日の中央闘争委員会で有野正治委員長が、「現在までの交渉状況を踏まえ、延期や中断により組織的な混乱を招くよりも、交渉を継続する」と述べ、16日の集中回答を再確認。ストライキ回避基準として、「賃金体系維持」と年間一時金「産別ミニマム基準4カ月」の確保で腹固めし、単組は最終盤の交渉に向かった。

## 3 交渉延期や凍結が相次ぐインフラ、ライフライン関連の労使

他方、インフラやライフラインを担う産業では、災害復旧を最優先するため、交渉の凍結・ 延期を決断する産別が相次いだ。

NTT 労組など情報通信関連の組合で構成する情報労連は震災の翌日、被害の甚大性と復旧作業の緊急性を踏まえ、「被災した加盟組合およびインフラ・ライフラインにかかわる業務を担う加盟組合の交渉を一旦凍結して、災害復旧を優先する」ことを決定。また、電力関連の組合でつくる電力総連傘下の組合員も、すぐさま原子力発電所の安全確保やライフラインの復旧に向け現地に向かった。

私鉄総連は15日、震災の救済・支援と復興に全力をあげるため、17日の大手組合と22日の中小・ハイタク専業組合の回答指定日、さらに26日に設定していた未解決組合の統一ストライキといった戦術配置を闘争方針から除外。回答は4月末目途としつつも、すでに交渉が進捗している場合には、交渉続行を確認した。日本通運やヤマト運輸などを組織する運輸労

連も14日に、「交渉は各組合の実情に応じて進め、日程については一任する」ことを決定した。

この他、JR 東日本や JP (日本郵政) は、被災地に多数の職場が点在しているため、仕事中に命を落とし、行方不明となった組合員も多く、交渉をストップせざるを得なくなった。 陸海空の交通関係産別でつくる交運労協には、3月28日現在で、組合員の死亡17人、安否不明116人が報告された。

東京経営者協会は大震災が、会員企業の人事・労務にどのような影響を及ぼしたかを緊急調査した。その結果、今春季労使交渉の状況については、回答 110 社中、交渉・回答を延期した企業が 18 社(17.3%)と少なくなかった。

## 4 金属大手は3月24日までに大半が決着——一時金は前年実績上回る

こうした産別の判断もあり、2011 春闘から「集中回答」の文字は消えた。とはいえ、金属 労協登録組合の大半は、25 日までに回答を引き出している。回答指定日を一週間延ばした全 電線傘下の組合も、24 日までに回答を受け、「JC 春闘」の大手交渉を締めくくった。

その回答内容をみると、大多数が基本賃上げについては、組合要求通り定昇・賃金構造維持分を確保し、今期の業績回復を背景に一時金の増額回答が目立つ結果となった。

まず、自動車総連傘下の大手メーカー労組は回答日にばらつきはあったものの、25 日までに交渉を追い込み、組合要求通り、賃金体系維持を確保。賃金改善分を含め要求した日産労組(平均賃金改定原資 7000 円)は、6500 円との回答を受け、前年比で原資が 300 円増加した。年間一時金は各社の業績回復を反映し、トヨタ(5.0 カ月プラス 7 万円)、本田(5.9 カ月)、日産(5.5 月)、富士重工(5.0 カ月)、いすゞ(5.0 カ月)の 5 社は、要求満額の回答を得たほか、結果的にそれ以外の組合も前年実績を上回った(スズキ 5.0 カ月、ダイハツ 4.8 カ月+ $\alpha$ 〈組合算出で 0.2 カ月〉、日野 4.7 カ月+5 万円、ヤマハ 4.5 カ月、マツダ 4.5 カ月、三菱自工 3.6 カ月+ $\alpha$ 〈業績に応じて加算〉)。

また、電機連合加盟の大手メーカー13 中闘組合には、組合要求通り開発・設計職・30 歳相当の賃金体系維持を回答。一時金では業績連動ではなく交渉方式をとる日立が組合要求を0.2 カ月下回る5.3 カ月、三菱電機が要求を0.03 カ月下回る5.74 カ月など、月数・金額とも前年実績を上回る回答が提示された。また、シャープ(4カ月+業績連動)、富士電機(4.42カ月)、明電舎(4カ月)とも電機連合がスト回避基準とした年間4カ月をクリアした。さらに、産別統一要求としていた18歳見合いの産別最低賃金の引き上げについても、中闘組合に対して要求通り1000円増の15万4000円を満額回答した。

基本賃金については複数年の協定を結んでいるため、今季は年間一時金中心の交渉となった鉄鋼・造船関係では、神戸製鋼が昨年を30万円以上上回る135万円、三菱重工(44万円+4カ月)、IHI(27万円+4カ月+業績回復協力金5.5万円)、住友重工(4.9カ月)など、昨年実績を上回る回答を示した。

この結果、4月7日時点の金属労協の集約によると、要求を提出した大手の集計登録53組合のうち、52組合が決着。賃金は、要求し回答を得た43組合すべてで賃金構造維持分を確保。年間一時金も妥結した36組合のうち28組合で前年実績より上積みが図られたほか、30組合で金属労協が今季方針に盛り込んだ最低獲得水準「4カ月」を上回っている。また、金属労協全体でみると、今季交渉で3,334組合のうち2,438組合が要求を提出し、1,024組合が回答を引き出した。賃金構造維持分・賃金改善分が明確に区分できる760組合のうち、726組合が賃金構造維持分を確保し、132組合が賃金改善を獲得。一時金は、平均獲得月数が4.32カ月で、前年同期を0.23ヵ月上回っている。

## 5 私鉄などの一時金は前年並みに

震災復旧に向けた要となる産業だけに、交通関係の賃金交渉は、ヤマ場を先送りしていた。 私鉄総連では関東の加盟組合を中心に、現場の被災調査と、復旧・支援活動に専心するため、 賃上げ交渉を延期してきたが、名古屋以西の大手私鉄を皮切りに 3 月末までに回答・妥結と なった。私鉄総連では統一ベア要求(2500 円)を掲げたが、各社ともベアはゼロ回答・定昇 実施で落着。交渉は一時金(年間臨給)が焦点となったが名鉄が 4.0 カ月、近鉄 2.0 カ月・ 冬期別途協議、阪急基本給×4.42 カ月、阪神 4.0 カ月+  $\alpha$  (業績反映分)、東京地下鉄 4.0 カ 月+  $\alpha$ 、京急 5.0 カ月+  $\alpha$  など前年並み、京王は 4.53 カ月で前年を 0.03 カ月上回ったが、 各社とも  $4\sim5$  カ月程度で、ほぼ前年並みの妥結水準を確保した。

また、関東以西で比較的震災の影響が比較的少なかった JR グループ各社でも組合のベア要求にはこたえなかったものの、JR 西日本で年間一時金 5.22 カ月(前年比 0.22 カ月増)、JR 東海で夏季手当 2.9 カ月(前年比 0.1 カ月増)、JR 九州夏季手当 2.44 カ月などの結果となり、月内に妥結している。ただ 3 月末時点でも、電力関係や NTT 東・西での労使交渉は、凍結状態がつづいていた。

## 6 連合会長「極めて健闘した結果」と評価

連合集計による 4 月 1 日現在での回答・妥結集計結果によると、1137 組合(100 万 7750 人)を集計した平均賃金方式(加重平均)での引き上げ額は 5305 円で、率では 1.79%となった。前年同期に比べ、額で 119 円、率で 0.03 ポイント上回っている。また、同日までに回答を引き出し組合は 1466 組合で、集計組合員数は 120 万 2816 人。ここには震災の影響があらわれており、前年同期比で、回答引き出し数は 39 組合多いものの、組合員数は 30 万人以上少なくなっている。

平均賃金方式での回答について、前年と比較できる同一組合(757組合、80万5344人)に限って集計した場合は、引き上げ額が5304円、率で1.79%となり、前年比で13円の微増(1.79%は同率)となっている。

中小企業の状況について、平均賃金方式の300人未満の集計結果をみると、636組合(7

万 5460 人) の引き上げ額 (加重平均) が 4457 円、率で 1.73%となり、前年比で 99 円増 (0.01 ポイント増) となった。

一時金の回答状況(加重平均)は、年間 4.85 カ月で前年を 0.28 カ月上回っている。非正規関係の処遇改善に取り組んでいるのは 2433 組合で、今季はパートなどの直接雇用だけではなく、派遣労働者(間接雇用)の処遇改善に取り組む組合の増加が目立つ。震災の影響でパート等の賃上げ実績は前年に比べて少ないが、4月1日時点で 257 組合が要求し、76 組合に平均 11.84 円(時間給)の回答が示されている。こうした結果について、古賀伸明会長は東日本大震災の影響を考えると、「極めて健闘した結果である」と語った。

## 7 交渉後は労使とも復興支援に注力

この間の労使交渉の経過を見ると、交渉を徒らに引き延ばすことなく、一定の区切りをつけ、労使とも被災地の救援・復旧と復興協力に専心する姿勢に、切り替えたといえる。4月以降、労使団体は被災地域に対する支援・復旧活動を本格化させている。

連合は、「連合・災害救援対策本部」を設置。構成組織や地方連合会と連携して、全組織をあげて被災者支援と復興に傾注。構成組織・地方連合会からのボランティア派遣や、被災地への救援物資の提供・搬送などを実施した。

日本経団連も電気使用の抑制・計画停電に協力しつつ、被災地支援と災害対応・復旧対策 に全力で取り組む一方、被災した県から要請のあった救援物資を送る「救援物資ホットライン便」を立ち上げた。

さらに、労使はこれから予想される厳しい局面に対応するため、政府への要請活動を開始 した。

連合は経済情勢の悪化とともに、被災地だけでなく関連する産業・地域でも雇用問題の深刻化が当然予想されたため、3月25日に厚生労働省に細川厚労相を訪ね、①避難所において求職支援、雇用保険・労災保険の手続き相談、労働相談(賃金・解雇)、メンタルヘルス相談等をワンストップで実施するための体制強化、②雇用保険の失業給付特例措置の周知徹底と必要な見直しの検討、③雇用調整助成金の特例措置の周知徹底と更なる要件緩和・水準引き上げ――などの緊急対策を要請。また、4月6日には古賀会長が菅首相とトップ会談を持ち、被災者の生活支援体制の整備、福島原発事故への対応、復旧・復興に向けた体制整備、補正予算の早期編成などを求めている。

日本経団連も3月31日、震災復興に向けた緊急提言を発表した。被災地を中心とする「復興」への取り組みが重要としたうえで、「政府においては、強力な指揮命令権を持つ司令塔を確立し、被災地の人々の声を十分に反映した形での、早期復興と新しい日本の創造に向けた『基本法』ならびに『基本計画』の策定等を急ぐべきである」と要望した。

さらに、連合は4月5日の日本経団連を皮切りに、経済同友会、全国中小企業団体中央会、 日本商工会議所などの経済団体に対して、「東日本大震災に関する雇用・労働問題等について の要請」を展開した。要請書では、「雇用の維持・安定は、社会の安定の基盤であり、被災地を含めた我が国の復興に際しても必要不可欠」としたうえで、復興・再生に向けて、労使ともに全力で取り組むよう求めている。具体的には、雇用維持への最大限の努力として、「正規労働者・非正規労働者等を問わず、震災等を理由とする解雇や雇止め等が行われないよう、会員企業に対して、以下の事項に関する理解と協力を求めていただきたい」と要望。個別の要望事項として、①雇用調整助成金の積極的な活用もはかり、休業・出向時の賃金・休業補償に努めること、②震災等を理由とした安易で不当な解雇は行わないこと、③派遣労働者や有期契約労働者について、期間途中の解雇や安易な雇止めを行わないこと、④新規学卒者等の採用内定については、震災等を理由に安易に取消を行わないこと、⑤内定を取り消された新規学卒者をはじめ、震災により職を失った労働者を一人でも多く雇用するよう努めること 一などを経営側に求めた。

意見交換の場では、連合から、「一緒にできることはやっていきたい。今後様々な対応や相談をさせていただきたい」と求めたのに対し、経済団体からは、「夏場に向けた節電対応について、組合に協力してもらわなければならない」「働き方をフレキシブルにするなど対応を相談することになると思う」との発言があった。

## 8 震災が及ぼした賃金決定への影響

では、最終的に震災はどのような形で賃金決定に影響したのだろうか。厚労省の「平成 23年賃金引上げ等の実態に関する調査」(常用労働者 100人以上の 1,731 企業を集計、11月 30日発表)によると、1人平均賃金の改定額は 3,513円 (前年 3,672円)、改定率は 1.2% (同1.3%)で、いずれも前年をわずかだが下回った。しかし、2011年中に賃金カットを実施・予定している企業は 15.2% (前年 23.0%)で、前年を 7.8 ポイント下回った。

また、今夏の賞与 (ボーナス) を支給した・する予定で額が決定している企業は 86.0%で、昨夏の 84.9%に比べ 1.1 ポイント上昇している。 1 人平均の支給額及び支給月数は、54 万 4,462 円 (昨年の夏 54 万 2,594 円)、1.88 カ月 (同 1.88 カ月) で、こちらも前年を 1,868 円上回る。

一方、集計企業で500人以上規模が約8割を占める経団連「昇給、ベースアップ実施状況調査結果」(482社を集計、11月14日発表)では、7割超の企業(72.3%)が、主に「企業業績」を考慮して賃金を決定したと回答。震災の影響ではなく、前年度の業績を賃金決定の要素とした企業が大多数を占めていたことがわかる。さらに、震災発生後、先行き不透明感が増していたにもかかわらず、ほぼすべての企業(99.4%)が昇給を実施し、賃上げの状況(6,098円、2.01%)は、前年を若干上回っている。つまり、震災後の経済の混乱に乗じで、賃金カットを行った企業はほとんどなかったということになる。労使はこの混乱期にあって、極めて良識的な行動をとった。

しかし、賃金交渉にとっての正念場は、翌年に持ち越された格好となった。それは、前年

の秋にタイで発生した洪水という自然災害が、震災同様にサプライチェーンの寸断というか ダメージを再度、日本経済に与えたことも影響した。

2012 年の春闘は3月14日の集中回答日に、自動車、電機、鉄鋼などのなどの主要産業の経営側が一斉に回答した。事前の予想では定期昇給の確保が焦点となるものとみられたが、大半の企業が組合要求通りの定期昇給・賃金(体系)カーブを維持。ただし、東日本大震災、歴史的な円高、電力不足さらにタイの洪水による影響が加わり、企業業績の低迷が続くなか、一時金については前年実績を下回る回答が相次いだ。

これを受け、経団連の米倉会長は「各社の本日の回答は、非常に厳しい経営状況が続いている中、企業の存続・発展と従業員の雇用維持を最優先に考えながら、東日本大震災からの復旧・復興への従業員の貢献にも報いるために、経営側として最大限に配慮した結果と受けとめている」とのコメントを発表した。

# 第4節 2011~12年「節電の夏」の影響と課題 —働き方の見直しにつながるか— はじめに

東日本大震災から2年以上が経過するなかで、いまだに尾を引いている課題といえば、被災地復興の遅れと原発事故の処理問題を誰もが指摘するだろう。一方、全国的な影響を及ぼしたという点では、原発再稼働論争の背景にある電力不足をあげることができる。その発端となった福島第一原子力発電所の事故は、2011年5月に37年ぶりの電力使用制限令の発動につながった。対象は大口需要家だったが、結果的に影響は中小需要家や一般家庭にまで及び、2011年の7~9月、東日本ではまさに「節電の夏」となり、2012年の夏は節電対象地域が全国に拡大して2年目の「節電の夏」を迎えた。

本稿では、当機構が実施しているビジネス・レーバー・モニター(BLM)調査(1)及び 労使へのヒアリング調査などをもとに、節電が各方面にもたらした影響と課題を考える。

## 1 震災・原発事故から「節電の夏」へ

#### (1)「計画停電だけは回避してほしい」

千年に一度といわれるほどの巨大地震と津波が及ぼした影響は、甚大だった。企業への被害として直接的なものとしては、地震・津波による事務所、工場、店舗等の倒壊・損傷のほか、従業員およびその家族の死亡・行方不明者の発生、インフラ寸断による営業・生産への支障などがあった。

また、被災地以外の企業においても間接的な被害として、計画停電(電力不足)による生産・営業への支障、主要な取引先の被災による調達・生産への影響、原発事故に伴う放射能風評被害(外国人社員・研修生の帰国も)などがあった。

震災から2カ月ほどたった段階で当機構はこれらの影響について緊急調査(ビジネス・レー バー・モニター調査)を実施した。その結果、依嘱先の企業及び業種別団体のモニターからは 寄せられた意見では、間接被害の中で計画停電(2)の影響を訴えるものが特に目立った。「計画停電の時間帯に合わせて勤務・休憩時間の変更を実施した」(自動車)、「計画停電に伴い工場の全日・半日休業を強いられた」(造船重機)、「震災による設備被害は軽微だったが、停電が計画通り実施されるか直前まで判明しなかったため、長時間・連続稼動させる設備を動かせなかった」(非鉄金属)、「工場は前後の立ち上げ・下げ準備のため、停電時間以上に生産が中断した」(ゴム)、「パンの性質上、生産開始から出荷まで一連の工程が連続稼働する必要がある。計画停電がたとえ一時間でも行われると全工程を変更しなければならない」(パン) ――などの意見が寄せられた。その後、当機構では製造業だけではなくサービス関係の業種別団体へのヒアリング調査も行ったが、そこでも圧倒的に「計画停電だけは回避してほしい」という意見が多かった。

日本における企業活動は安定的な電力供給を所与のこととしていることもあり、これが崩れたことによる生産・営業・販売、サービスへの打撃は測り知れず、企業・業界はとにかく 「計画停電」だけは実施しないでほしいとの意見が大勢を占めていた。

## (2) 37 年ぶりに発動された電力使用制限令

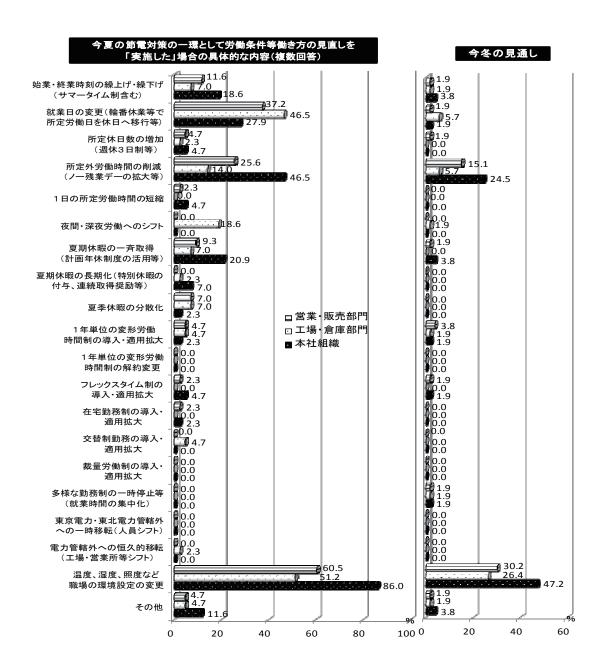
こうしたなか政府は 2011 年 5 月 13 日、東北及び東京電力管内で夏の電力不足が想定されることから、計画停電を回避するために、37 年ぶりとなる電気事業法第 27 条に基づく電力使用制限令の発動に踏み切った。その内容は、両電力管内の大口需要家(契約電力 500kw 以上)を対象に、東京電力管内は7月1日~9月 22 日(平日)、東北電力管内は7月1日~9月 9日(同)の9時から 20 時に、前年の同期間・時間帯における使用最大電力から 15%の削減を目標値とした。使用制限対象者はこのピーク時間帯の使用電力を抑制するために自主的な計画の策定と実施が求められた。この対象とならない中小需要家や一般の家庭にも政府は節電を呼び掛け、節電対策メニューを提示するなど、管内全体での節電対策を促した。

各企業や事業所では節電の目標数値をクリアするため空調の温度設定の見直し、クールビズの一層の徹底、事業所の輪番休業や夏季休暇の長期化、サマータイム導入、在宅勤務導入・拡大といった節電対策に取り組んだ。この結果、計画停電が回避されただけではなく、こうした対策の効果もあり、東京電力管内における電力使用制限令は、予定より13日早い9月9日に解除された。

## 2 2011年「節電の夏」を労使はどう乗り切ったか

## (1) ビジネス・レーバー・モニター調査から——大多数の企業で節電対策

「節電の夏」を企業労使はどう乗り切ったのかについて当機構では、節電対策が終了した 11月に上記モニターに対して特別調査を実施した。調査では夏の節電への対応だけではなく、 2011年冬の見通しについても聞いた。ここでは回答のあった53社を集計した結果を紹介す る。 まず、夏に電力の削減目標を設定したかについては、9割超(90.6%)の企業が「設けた」と回答している。目標を「設けた」場合の内容は、「一律に15%以上25%未満の目標」が47.9%と約半数を占め、次いで、「事業所毎に目標を定めた」が27.1%で、「一律に25%以上の目標」(14.6%)が続いた。



また、53 社すべてが何らかの節電対策を「講じた」と回答した。内容としては、「照明、 事務機器等の調整による節電対策」と「空調・温度管理による節電対策」が同率の 98.1%、 「共用設備(エレベーター等)部分における節電対策」が 90.6%と、設備・環境関係の対策 が 9割にのぼった。

次いで多かったのは、「節電全般に係る方針策定、従業員の意識啓発等による対策」(81.1%)

や「勤務・管理体制等に関連する節電対策」(77.4%)でそれぞれ8割を占め、多くの企業で、 対策が勤務・管理体制の見直しにまで及んでいた。

このほか、「生産設備の効率向上等による節電対策」(35.8%) や「社内外のイベント・会議等開催の自粛による節電対策」(30.2%) も3割を超えた。「その他」(15.1%) と回答した企業の具体的な対応策では、水産、電線、重機、化学関連の企業で「自家発電機の導入」をあげていた。

「本社」「工場・倉庫」「営業・販売」の部門別に、節電対策が労働条件など働き方の見直 し伴うものかについて聞いたところ、労働条件の見直しを「実施した」が 81.1%にのぼった。 その具体的な内容(複数回答、図)としては、「本社」では「温度、湿度、照度など職場の 環境設定の変更」(86.0%)を筆頭に、「所定外労働時間の削減(ノー残業デーの拡大等)」が 半数近く(46.5%)にのぼった。このほか、「就業日の変更(輪番休業等で本来の所定労働日 を平日から休日へ移行等)」(27.9%)、「夏期休暇の一斉取得(計画年休制度の活用等)」(20.9%) などとなった。

「工場・倉庫」では、「職場の環境設定の変更」(51.2%)及び「就業日の変更」(46.5%)が約半数を占め、これに「夜間・深夜労働へのシフト」(18.6%)や「所定外労働時間の削減」(14.0%)が続く。

「営業・販売」は、本社と工場の中間的な内容となっており、トップが「職場の環境設定の変更」(60.5%)、次いで「就業日の変更」(37.2%)が多かったものの、本社と同様に、「所定外労働時間の削減」(25.6%)も4分の1以上あった。

## (2) 過半数の企業が働き方の見直しで「課題あり」

また、労働条件など働き方の見直しが必要な節電対策を実施した企業のうち、約半数(50.9%)で課題が「あった」と回答した点が注目される。

直面した課題(複数回答)については、「従業員の理解や納得性」をすべての企業があげた。また、ほぼ半数で「勤務パターンの変更・多様化に伴う人事管理の煩雑化(出退勤管理や給与システムの変更等)」(55.6%)や「業務への支障や取引先・顧客等の理解」(51.9%)、「職場環境の変化に伴う健康管理や安全衛生基準の充足」(48.1%)を指摘している。以下、「育児・介護等家族的責任を持つ従業員に対する労働時間設定等の配慮(特別休暇の付与、特別な勤務時間の設定等)」(37.0%)、「割増賃金の支払い等人件コストの増加」及び「労使協定や就業規則の変更等の手続き」(同率の33.3%) ——などが続いている。

労働条件など働き方の見直し内容と課題との関連でみると、「就業日の変更」による節電対策が多くの課題を生んだようだ。就業日の変更を課題に指摘する割合が最も高かったのは、「従業員の理解や納得性」(37.0%)で、以下「勤務パターンの変更・多様化に伴う人事管理の煩雑化」(29.6%)、「育児・介護等家族的責任を持つ従業員に対する労働時間設定等の配慮」(25.9%)、「業務への支障や取引先・顧客等の理解」(22.2%)と続く。また、この他で多く

の課題を生じさせたのは「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(サマータイム制含む)」で、指摘する割合は10%程度だが、課題として指摘された中では「納得性」や「育児・介護等家族的責任を持つ従業員」が上位にある。

さらに、「所定外労働時間の削減(ノー残業デーの拡大等)」では「従業員の理解や納得性」 (14.8%)、「業務への支障や取引先・顧客等の理解」 (11.1%) などがあがり、「夜間・深夜 労働へのシフト」では課題のトップに「割増賃金の支払い等人件コストの増加」 (11.1%) があがっている。

### (3) 育児・介護を担う従業員に対しては特別の措置

課題と指摘されたなかで、具体的な対応措置が求められたのが、育児・介護を担う従業員 への対応だった。

「育児・介護等家族的責任を持つ従業員に対する労働時間設定等の配慮」あるいは「育児・介護等家族的責任を持つ従業員に対する福利厚生面の配慮(保育所の臨時開設、利用補助等)」を課題としてあげた企業のうち、何らかの「対策を講じた」割合は66.7%と3分の2を占めた。

モニター調査の自由記述から対応措置の具体的な内容をみると、「育児・介護等の事由で配慮が必要な社員を対象に、繰上げ勤務(サマータイム)を適用除外にし、本来の所定労働時間での勤務を許可した」(鉄道)や、「製造ラインで特殊な時間帯へのシフトを行わない通常勤務ラインを設けた」(化粧品)、「一定要件の下で特別休暇を付与し、半日年休取得要件を緩和した」(工作機械)や「特別有給休暇の取得要件を緩和した」(電機)といった報告があった。

また、「追加費用の半額相当を補助、特別休暇(1日単位または 30 分単位)を付与した」 (自動車)や、「土日出勤となったために育児・介護サービスを利用せざるを得なくなった従業員に対しては、その費用を会社が補助」(陶業)などの記述もあった。

全体的な傾向として、育児・介護といった家族的責任を有する従業員に対しては、節電勤務体制の適用除外、休暇を付与・配慮、または費用補助といった形で対応した様子が見て取れる。

#### 3 夏の総括と冬の節電を含めたその後の対応

#### (1) 継続的な対策は時間外削減と照明・空調が中心に

政府の電力抑制規制の終了に伴い、これらの労働条件の変更を伴う働き方の見直しはどうなったのだろう。「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」「一日の所定労働時間の短縮」「夜間・深夜労働へのシフト」「在宅勤務制の導入・適用拡大」「交替制勤務の導入・適用拡大」については、実施していたすべての企業が「終了した」と回答した。一方、「所定外労働時間の削減」については85.7%、「温度、湿度、照度など職場の環境設定の変更」では64.9%の企業

が「継続中」にあるとしている。

また 2011 年 11 月時点で、冬場における節電対策をきいたところ、節電対策を実施する企業は大幅に減少していた(図)。「本社」では「温度、湿度、照度など職場の環境設定の変更」(47.2%)がトップで、「所定外労働時間の削減(ノー残業デーの拡大等)」(24.5%)が続く程度。「工場・倉庫」も、「温度、湿度、照度など職場の環境設定の変更」(26.4%)が4分の1で、就業日の変更や残業規制といった労働時間がらみの対応は5%台まで大きく落ち込んだ。

2011年冬の節電対策の全般的な傾向としては、職場環境の設定では継続的な節電を実施しつつも、労働時間関係の節電対策を実施した事業所は、事務部門におけるノー残業デーの継続程度で、労働者の勤務体制への影響は限定的となった。

### (2) 業界単位で取り組んだ節電対策のケース

ビジネス・レーバー・モニター調査では、業種別団体主導の節電対策の実施状況について も聞いた。団体モニター48 組織のうち、40 組織から回答を得た。

それによると、業界として何らかの節電対策を取りまとめたかについては、「業界団体としては特段講じなかったが、傘下企業に対して(行政等の)情報提供は行った」が 45.0%で最も多く、「傘下企業の自主的な取り組み目安となるような節電対策を講じた」が 30.0%で続き、次に「業界全体の一律の(協調的な)行動指針になるような節電対策を講じた」及び「「節電に関して業界団体としては何も行わなかった」が同率 (12.5%) となった。

対策を講じた団体の具体的な内容(複数回答)は、多い順に「照明、事務機器等の調整による節電対策」及び「空調・温度管理による節電対策」が 70.6%、「節電全般に係る方針策定、従業員の意識啓発等による対策」が 52.9%、「共用設備(エレベータ等)部分における節電対策」及び「勤務(労働条件)・管理体制等に関連する節電対策」が 47.1%、「社内外のイベント・会議等開催の自粛による節電対策」及び「生産設備の効率向上等による節電対策」が 23.5%——などとなった。

このうち、「勤務(労働条件)・管理体制等に関連する節電対策」をとった団体(47.1%)からは、次の報告があった。

自動車業界では「平日の電力ピークを下げるため、休日を土・日曜から木・金曜にシフトした」。この対策を講じるためには、「保育・介護所の手配」や「公共交通機関への対応要請」「海外や取引先との連絡」「官公庁関係業務への影響」「従業員が子どもや家族と触れ合う機会の減少」――等の課題に直面したとしている。

また、商社業界では「電力需要抑制に関する基本方針」を取りまとめ、各社における「自主行動計画策定」時の留意事項として、「働き方の再検討(勤務時間、休暇の調整、営業時間/日の短縮等)」を促した点が注目される。会員企業ではこれをもとに、「輪番休業」や「時差出勤の許可」「一斉休業」「クールビズの期間拡大」「時間外労働の削減」「ポスター等によ

る職員の意識啓発」といった措置が採られたという。

印刷業界では目安を設けて傘下の取り組みを促した結果、例えば「生産機の稼働時間を9~21時は2分の1稼働・21時~翌日7時は全設備稼働とし、通常二直を3グループ化」や「昼休みを13~16時内に一時間などと分散化」、「就業時間を変更して早番・遅番を設けた」といった例が見られた。

セメント業界は「サマータイム制の導入や、間接部門での夏季一斉休業」を実施。情報サ ービス業界は「在宅勤務やサマータイムを実施した」などと回答している。

# (3) 政府は「2011 夏の節電」をどう総括したか

では、2011 夏の節電対策とその結果を政府や労使はどのように総括、評価しているか。 まず、経済産業省は 10 月 14 日に電力需給対策に関するフォローアップを発表している。 それによると、東京・東北電力管内では、「節電への協力や気温が低めに推移している等によ り、マイナス 15%超(最大ピークで東北マイナス 15.8%、東京 18%)を実現」したと報告。 この結果を受けて、被災地における制限令は 9 月 5 日に、東京電力管内でも同 9 日に計画よ り前倒しで解除された。

ただし、大口需要家の場合、「生産・産業活動に多大な影響」があった指摘する。休日・夜間へのシフトによる労務費増、自家発電によるコストアップ、生産調整などにより「相当のコスト(数億円~数十億円の例もあり)が発生」したと特記する。また、オフィスや店舗などの「業務部門中心の企業では、影響を最小限に抑えながら、節電目標を実現しているところもある」と報告している。

こうした結果と影響を踏まえ、2011 冬の節電関連の政策形成に向けた含意として、大口需要家に関して東北・東京管内では「強制的措置を伴う場合、目標以上の節電が行われる傾向がある」と指摘し、そのうえで、「経済活動への影響の最小化には、業務部門を中心にきめ細かな節電を要請する必要」があると総括している。

### (4) 労使は「継続的に節電策は実施できない」

労使の動向及びその評価を自動車メーカーの例で見る。

先の業種別団体の取り組みでも紹介したが、日本自動車工業会と自動車総連の労使団体は7~9月の間、平日の電力ピークを下げるため、工場の休日を「土、日曜日」から「木、金曜日」へ変更することで合意した。これは1990年から自動車メーカー労使は操業日の年間統一カレンダーを確認してきており、この産業レベルの労使合意の積み重ねがあったからこそ、業界一律の対応が可能となったといえる。ただし、休日変更の実施によって、自動車総連は、平日に子供を保育園に預けている従業員など休日の変更が従業員の生活に影響を及ぼすケースも出てくるとみていた。このため、自治体への対応を求めたが、実質的には自助努力で乗り切った従業員も多かった。

当初、自動車労使は、他の産業も巻き込んだ輪番休日を目指したものの、そこまではいたらなかった。夏の節電後、自動車総連は、「自動車産業労使の今回の判断が、日本全体のピーク電力の分散に寄与できたものとして受け止めている」と評価。ただし、「2011 年夏の電力需給問題への対応として休日振替を実施したことは、東日本大震災直後という特別な状況下で、緊急避難的な措置として実施したものである。組合員と家族の方々の大変な苦労と負担の上で成り立ったことであり、継続的に実施できるものではない」とくぎを刺している(3)。

ところで、日本経団連が節電対策終了後に実施した「今夏の電力需給対策に関するアンケート」(会員企業のうち87社から回答を集計)によると、効果があったとする企業が多かった対策項目(上位3つまで選択可)は、「照明・空調の運用改善」(83%)、「照明・空調以外の機器の運用改善」(44%)、「自家発電、蓄電池の導入・活用」(41%)と、設備の運用等に関する対策だった。

これに続いて、「休日・休暇の活用」(40%)、「夜間・早朝操業等の勤務時間シフト」(28%) と、労働時間関係の対策があがっている。さらに製造業に限ってみると、「休日・休暇の活用」 は51%、「夜間・早朝操業等の勤務時間シフト」は同じく43%にのぼっている。

しかし、「休日・休暇の活用」、「夜間・早朝操業等の勤務時間シフト」などの労働時間関係の対策を実施した企業に対して、「今後も実施可能」とした製造業の企業はほとんどなく、「今後も実施可能」と答えた企業はゼロだった。「夜間・早朝操業等の勤務時間シフト」でも「今後も実施可能」は一社だけにとどまった。これらの企業が指摘した対策に伴う「主な困難・負担」は、「従業員の家庭生活への影響」、「社内コミュニケーションへの影響」、「社外コミュニケーションへの影響」で、とくに従業員の家庭生活については、「託児・介護の不便、従業員の両親による育児への対応、育児対応のために土曜に休暇取得、家族団欒・コミュニケーション機会減少」といった家庭生活に関するものがあがっている。

普段の家庭生活に及ぼした節電の影響は小さくなかったといえる。

#### (5) 労働時間関連で行政に要望が多くあがる

前述の当機構のモニター調査では、企業・業界団体に対して、今回の節電対策を経て浮上 した課題に対する政府への要望を聞いている。

それによると、節電対策に関連し、とくに労働分野で行政に対する要望が「ある」企業は4社に1社(24.5%)だった。

その内容(複数回答)は、「労働時間法制」と「労働時間管理の見直し手続き(労使協定、 就業規則等)」に関するものが同率の46.2%でもっとも多く、「変形労働時間制度の導入・見 直し手続きに関して」と「割増賃金に関して」が同率の23.1%となった。

具体的な要望事項としては、「当社は現行の就業規則の範囲で節電が実現できたが、仮に変更せざるを得なかったなら7月からの対応は難しかっただろう。電力使用制限令のような特殊事情下での手続きは、もう少し柔軟でも良いのではないか」(化粧品)、「輪番停電等により

やむを得ず生産が夜間になった場合の割増賃金の算定方法については一定のルール変更を検討してもらいたい」(製缶)、「節電対応でシフト労働を導入した場合は、深夜労働時間に対する割増率の適用緩和等の特例措置を検討して欲しい」(道路貨物) ——といった事柄があがっている。

## 4 働き方の見直しにつながったのか

# (1) 約半数の企業が「働き方の見直しにつながる」と回答

では、年休取得の促進、残業規制、就業日・就業時間の変更といった労使一体で取り組んだ 2011 年夏の節電対策が、働き方や生活様式の見直しにつながったのだろうか。

先に紹介した当機構のモニター調査によると、夏の節電対策の一環としての労働条件等の 見直しの実施・検討によって、今後働き方の見直しにつながると思うかを聞いたところ、「実際、つながってきている」(18.6%) および「今後、つながってくると思う」(30.2%) を合わせて約半数に上った。「つながるとは思わない」(44.2%) との回答と拮抗している。

また、男性社員に限定しているものの、男性のワーク・ライフ・バランスの充実につながってくると思うかについては、「実際、つながってきている」(4.7%) および「今後、つながってくると思う」(30.2%) を合わせると3社に1社が「つながる」と回答。「つながるとは思わない」は約半数(51.2%)となった。

具体的な取り組み例とその評価を電機メーカーの例でみてみる。ワーク・ライフ・バランスの施策では他産業をリードする電機メーカーのうち休日輪番制をとった日立製作所では、積立年休の先行取得、追加で保育・介護施設を利用した場合の費用補助、臨時託児施設の設置などを行った。こうした取り組みを踏まえて、産別組織の電機連合では、「労働組合としても、労働者のワーク・ライフ・バランスに考慮しながら、取り組むべき施策、導入すべき働き方、労働者の心身ともの健康に資する休暇のあり方など取り組んできた施策を総括し、きっかけは節電対策であっても、働き方改革につながる取り組みを労使で積極的に取り入れ、企業と労働者が WIN―WIN となる施策を試行していくことが必要である」(4)と総括している。節電対策を経て、こうした労使の議論が進むことに期待したい。

#### (2)「在宅労働」は拡大せずBCPへの関心高まる

その一方、期待されたほどの制度拡大がみられなかったのが、在宅労働だろう。当機構の モニター調査でも「在宅勤務制度の導入・適用拡大」は、本社、営業・販売とも 2.3%にと どまった。

ただし、2011年五月に矢野経済研究所が実施したアンケート調査(売上高1億円以上の企業600社を対象としたWeb調査)によると、震災以後、交通の混乱、計画停電などによって従業員がオフィスに出勤できないケースが数多く見られたこともあり、在宅勤務制度への関心が高まっていた。すでに在宅勤務制度を導入している企業のうち32.5%が導入範囲拡大の

意向を持っていた。

また、「社外における PC を使った業務を認めていない」もしくは「社外での PC 利用について特にルールを定めていない」企業に対し、社外での PC 利用に対する意見を聞いたところ、28.7%が「PC 利用を認めていきたい」など前向きな意見を持っていた。

こうした背景には、震災により、BCP(事業継続)に企業の関心が集まるなか、在宅勤務制度への注目度が上がったことが背景にある。その後、タイの洪水や首都直下型地震の危険度が増したとの報道もなされていることから、「事業継続を念頭においた BCP 型の在宅勤務制度の導入が広がる」と同研究所では予測する。

今回の大震災は首都圏の交通網にも大きな影響をもたらし、多く帰宅困難者を生んだだけでなく、その後の計画停電と電車の間引き運転で出勤自体のリスクも高まった。これまで在宅勤務といえばワーク・ライフ・バランスなど働き方が論点となっていた。しかし、同研究所では、「大震災を機に、事業継続にとって必要な『導入しなければならない』ソリューションへと位置付けが変わった。今後はBCP型の在宅勤務制度が広がる」とみている。

電機連合でも「間接部門の節電対策は、在宅勤務やモバイル勤務などを導入することにより、効率性と生産性を追求することができるであろう。そのためには、有事が起きる前に在宅勤務などの多様な働き方について労使協議を行い、ワークルールを明確にし、広く普及を図ることによってその効果を確認しておくことが必要である」(5)との見解を示している。

## 5 2012 春闘における労使交渉の動向と課題

### (1) 原発再稼働と 2012 年夏の節電対策

震災の年があけ、2012 年になると原発再稼働を巡る論議が高まる。この問題を巡っても、 節電対策が大きなカギを握っている現実がある。4月16日に鉄鋼業界の使用者団体である鉄 鋼連盟が、昨年夏の電力需給対策は、「東日本大震災という未曽有の災害を踏まえた非常時対 応であり、企業として、敢えて、平時における通常の民間企業の合理的な経営判断の範疇を 超えた取組み」だったとして、「今夏の深刻な電力需給の逼迫を若干でも緩和できるか否かは、 とりもなおさず、原発の再稼働ができるかどうかにかかっている。徹底的な安全確認を最優 先しつつ、地元の理解を得た上で、原子力発電の再稼働を含めた電力需給対策を早急に進め て頂きたい」との要請書を経済産業省に提出している。

節電対策が、働き方、ライフスタイルといった身近な問題から、国としてのエネルギー政 策全体に大きな影響を及ぼすものであることが分かる。

また、先に触れた自動車総連の「休日振替は震災直後という特別な状況下で、緊急避難的な措置として実施したもので。継続的に実施できるものではない」との総括に呼応する形で、日本自動車工業会(自工会)の志賀俊之会長が4月13日の会見で、「業界統一での休日シフトといった節電対策を政府は期待しないでもらいたい」と述べた。そのうえで志賀会長は「電力はまさにインフラであり、政府は(産業の)国際競争力を維持するためにも、安定供給に

努力してもらいたい」と語った。

なお、自動車総連は 2011 年 10 月に枝野経産相を尋ね、国内産業空洞化防止と雇用維持の 観点から、電力の安定供給を求める要請を行っている。

### (2) 2012 春闘で取り上げられたことと残された課題

こうして振り返ると 2011 夏の節電対策は、労使関係者にとどまらず日本経済の根幹から 個人の生活に至るまで、様々な影響をもたらしたといえる。

夏の節電対策を機に「休暇が取得しやすくなった」との声は各職場でよく聞かれるようになったとの報告が複数の組合からあがっている。時短が進まない、また長時間労働が是正されない大きな要因として、職場の雰囲気や風土が大きいわが国の現状を踏まえると、節電対策はこうした殻を破る一つのきっかけになったといえる。一方、個人生活に目を移すと、休日・就業日を変更するだけで、育児・介護の家族的責任を負っている従業員の負担が一気に増すという課題も浮かびがってきた。

こうした事柄を交渉する場として、震災後初となる 2012 春闘では、昨夏の節電の取り組みがどのように反映されたのだろうか。しかしながら、2012 春闘ではワーク・ライフ・バランスや労働時間関係の交渉で大きな動きはなかったといえる。電機連合が統一要求した介護のための再雇用制度の導入に経営側が応えたが、全体的に進展をみた事項は限られた。

震災の被害が大きかった製造業関係の交渉では、経営側から東日本大震災やタイの洪水、 節電対策への組合員の協力に感謝する発言が数多く発せられたという。これを踏まえて、労働側はこの貢献に報いるために、一時金への適正な配分を求めた。この組合主張を反映する 形で、「生産協力金」「特別協力金」を回答に盛り込んだ企業があった。これ以外でも、少なからず一時金回答には従業員への貢献に対する配慮が含まれたとみていいだろう。

#### 6 2年目を迎えた節電の夏

#### (1) 使用制限令は発動されず

2年目の対策は政府の要請に基づき、7月2日から全国各地で節電の夏が始まった。

5月18日に政府は今夏の需給見通しについて、「需給検証委員会」による検証の結果、① 関西電力管内で昨年の東京電力管内で想定されたピーク電力不足よりも厳しい状況になる恐れがある、②九州電力、北海道電力及び四国電力管内でも電力需給のひっ追が見込まれる― 一と発表。これを受け、関西、九州、中部・北陸、北海道、四国では 2010 年の使用電力需要の実績を基準に、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)の抑制(節電)に向けた具体的な数値目標が設定された。

ただし、前年に発せられた一律かつ強制的な手段である電力使用制限命令は行わないものの、万が一に備えて、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内では、計画停電の準備を進めるとした。さらに、電力需給がひっ迫する可能性がある場合、政府から「電力需

給ひっ迫警報」が各メディアなどを通じて発令され、「警報」が発令された場合は、より一層 の節電が求められるとした。

その他の地域でも 9 月 28 日 ( 8 月 13 日 $\sim$ 15 日を除く)までの間、「数値目標を伴わない節電」が要請された。

## (2) モニター調査では企業における節電対策は大きく後退

当機構では、ビジネス・レーバー・モニター調査としてでは 2011 年 11 月に引き続き、2012 年 5 月に夏の節電対策を聞いた。

その結果、今夏の節電対策は、昨年に比べ対策を講じる企業の数が大きく減少する見込みとなった。

回答を得た53社の集計結果を紹介する。2011年調査では回答を得た53社すべてが何らかの節電対策を「講じた」としていた。内容としては、先に触れたように、「照明、事務機器等の調整による節電対策」と「空調・温度管理による節電対策」が同率の98.1%、「共用設備(エレベーター等)部分における節電対策」が90.6%と、設備・環境関係の対策が9割にのぼった。

ところが、2012 年夏の節電対策については、回答を寄せた 42 社のうち、調査時点 (5月末) で何らかの節電対策の実施を検討・予定していると回答した企業は、ほぼ半減している (本社部門・工場部門それぞれ 43%、営業・販売部門 38%)。

昨年の調査と比較するため、同様の設問で聞いた本社、工場・倉庫、営業・販売の部門ご との変化をみる。

昨年の夏に部門別に実施した節電対策の具体的な内容(複数回答)を聞いたところ、「本社」では「温度、湿度、照度など職場の環境設定の変更」(86.0%)を筆頭に、「所定外労働時間の削減(ノー残業デーの拡大等)」が半数近く(46.5%)にのぼった。

これに対して、今夏の本社部門における節電対策として「温度、湿度、照度など職場の環境設定の変更」は 47.6%と半減、「所定外労働時間の削減」も 11.9%と3分の1以下に減少している。一方、「夏季休暇の長期化」をあげる企業の割合(7%)だけは変化がなかった。

「工場・倉庫」では、「職場の環境設定の変更」(51.2%)及び「就業日の変更」(46.5%)が約半数を占め、これに「夜間・深夜労働へのシフト」(18.6%)や「所定外労働時間の削減」(14.0%)が続いていた。今夏については、「職場の環境設定の変更」は38.1%に、「就業日の変更」が23.8%にそれぞれダウン。「夜間・深夜労働へのシフト」(16.7%)はほぼ横ばいとなっている。

「営業・販売」は、本社と工場の中間的な内容となっており、前年はトップが「職場の環境設定の変更」(60.5%)、次いで「就業日の変更」(37.2%)で多かったものの、2012年については、それぞれ42.9%、7.1%まで大幅に実施予定の割合が低下している。

前年と2012年との節電対策について、こうした差異が生まれてくる背景としていくつかの

ことが考えられる。まず、節電対策の筆頭にあがっている照明や空調関係の「職場の環境設定の変更」は前年に実施済みである可能性がある。また、回答のあった企業の本社・営業所のなかに今年は数値目標が課せられていない首都圏に所在しているケースが多いことの影響もありそうだ。さらに、2012年は電力使用制限令が発せられたなかでの対策といった点を考慮する必要があるのかもしれない。

# (3) 多面的な検証で、働き方の見直しへ

2011年は限定的だった節電対策が、2012年の夏は全国規模での実施に移された。ここで問われるのが、「電力不足」に直面した企業として、節電の要請は必ず乗り越えなければならない「危機」だが、この危機を働き方見直しの「チャンス」として、捉えることができるかどうかではないだろうか。

震災に端を発した節電対策がもたらした副産物について、労使はどのように総括して、今後につなげていくべきなのだろうか。震災、節電に加え、タイの洪水などの想定外のリスクが拡大するなか、企業にとって大きな課題となってきたのが事業継続だろう。さらに震災前から続く、円高、グローバル化といった外的要因の厳しさを踏まえると、企業はますます「事業継続」を重視した方向にハンドルを切ることになる。先に触れた在宅労働もワーク・ライフ・バランスというより BCP の観点からの拡大が模索されつつある。

その一方、節電対策であらためてクローズアップされたのが、家族的責任を持つ従業員に関するリスクだった。少しの勤務シフトでも仕事の継続性に大きな障害となることが、節電対策を通じで浮かび上がった。企業の事業継続を支える従業員が、職業生涯を通じて、様々なリスクを回避しつつ、その役割を果たし、能力を発揮するためには、ライフステージの節目で、働き方や生活様式の見直しが必要になる。

節電対策として実施された施策が、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、育児・ 介護面における制度充実や在宅勤務の更なる推進といったワーク・ライフ・バランスの充実 に資する結果となったかどうかは、今後これをどう生かしていくかにかかっている。

こうしたなか、森永乳業は 2012 年4月から半年間、前年は東京電力管内に限っていたサマータイム制(勤務時間の一時間前倒し)を全国に拡大すると発表した。サマータイム制が、「働き方の効率化に関する意識改革、節電への協力意識の醸成について、一定の効果があることが確認された」ためだという。

また、2012年のビジネス・レーバー・モニター調査の結果をみると、2社が今夏の節電対策として、サマータイムや在宅労働の導入・拡大に踏み切っている。

さまざまな課題や軋轢を生みつつも、節電対策がもたらす働き方の見直しという効果について、多面的な検証が求められるといえるのではないだろうか。

[注]

- (1) 雇用動向や人事労務管理面での変化・課題などについて、モニター委嘱先(企業、事業主団体、産業別 労組、単組)を対象に年4回アンケート調査を実施している。
- (2) 電力需要が電力供給能力を上回ることによる大規模停電を避けるため、電力会社により一定地域ごとに電力供給を順次停止・再開させること。 東日本大震災では地震と津波で複数の発電所が停止したため、東京電力と東北電力では供給できる電力が不足。管内全体の大規模停電につながる恐れがあったため、東京電力と東北電力の管内では 3 月 14 日から、供給不足に陥ると予想される時間帯に地域を区切って順々に停電させる、輪番停電(計画停電)の実施の可能性があることを発表した。東京電力の管内では、3 月 14 日から 28 日にかけて計画停電を行ったが、周知の方法や区割り等を巡って混乱が発生したほか、停電に伴って社会活動全般に影響が生じた。
- (3) 電機連合 NAVI No.40 (2011 年 11・12 月号) 夏期電力需給問題への対応と今後の課題 磯村貴代静・自動車総連業種政策局長
- (4) 電機連合 NAVI No.40 (2011 年 11・12 月号) 今夏の節電を振り返って 斉藤千秋・電機連合総合研究企 画室事務局長
- (5) 同上

### 宮城県石巻地区における災害廃棄物処理について

#### はじめに

東日本大震災により、被災三県(岩手県、宮城県、福島県)には環境省の推計で約 2,245 万 $^{+}$ 。にもおよぶ災害廃棄物が発生した(1)。このうち宮城県では約 1,569 万 $^{+}$ 。の瓦礫が発生し、被災三県の 7 割近くにのぼる。県内でもっとも瓦礫が発生したのは石巻市(616 万 $^{+}$ 。)で岩手県全体(475 万 $^{+}$ 。)の瓦礫推計量を大きく上回り、その突出ぶりが目を引く。

市は 106 年分にもおよぶ廃棄物を宮城県に委託した。県は隣接する東松島市(165 万 )、女川町(444 万 )。を含めた三つの自治体で「石巻ブロック」を形成し、鹿島を代表幹事とする九社の JV(企業共同体)に二次処理を発注した。市内沿岸部の雲雀野地区に焼却炉を 5 基設置し、5 月の大型連休明けから、順次稼働させ、1 日 1,500 b。の処理をめざす。焼却炉の火入れに伴い、瓦礫の選別が急ピッチで進む石巻市役所と宮城県庁に足を運び、担当者から話を聞いた。以下、2012 年 5 月の聞き取り調査の内容を紹介する。

#### (1) 発災直後の対応

石巻市は、日本有数の水揚げ量を誇る石巻漁港と、製紙・合板・飼料などの大手事業所が 軒を連ねる石巻工業港を抱える。沿岸部には企業や事業所に加え、そこで働く従業員などの 住宅が立ち並ぶ。2011 年 3 月 11 日の東日本大震災により、沿岸部に立地する事業所や住宅 は軒並み津波に呑み込まれ、市内には大量の瓦礫が発生した。

甚大な被害を目の当たりにして、市では発災直後から、職員総出で瓦礫撤去に力を注いだ。 最初に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している業者に瓦礫撤去を要請 した。続けて、石巻市一般廃棄物収集運搬業者、さらに宮城県建設業協会石巻支部にも協力 を仰いだ。津波で社屋や重機を流された業者も少なくなかったが、稼働可能な業者に業務を 委託した。道路や住宅を覆う瓦礫を撤去し、一次仮置場に運び込んだ。

こうした一次仮置場は市内 23 カ所に点在する。公共用地を中心に 94.3 紀の用地を確保するものの、住宅や事業所の瓦礫に加え、沿岸部の工場から原燃料や半製品が大量流出したこともあり、一次仮置場は手狭になった。市は瓦礫総量を 616 万 と推計した。これは、通常のゴミの 106 年分に相当する。単独で処理できる量を超えていることから、市は一次処理(被災地で瓦礫を収集・撤去し、一次仮置場まで運搬)までを行い、二次処理(分別、破砕、焼却、埋設)については、県に委託し、役割分担をしながら効率的に処理する方針を固めた(2)。

### (2) 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は本来、市町村処理が原則であるが、沿岸自治体の行政機能が著しく低下していることから、地方自治法 252 条の事務の委託の規定を適用し、県に二次処理を委託した(3)。

県は、沿岸部の瓦礫を効率的に処理するため、県内を4ブロック(石巻、気仙沼、宮城東部、亘理名取)に分割した。もっとも瓦礫量が多い石巻ブロックの契約を最優先し、学識者も含めたプロポーザル審査委員会を立ち上げ、地域雇用や環境にも配慮した技術提案書の募集を開始した。鹿島建設グループと大成建設グループのふたつの企業共同体(JV)が名乗りを上げ、地元雇用では大成グループが高評価を得たもの、工期短縮などでは鹿島グループが優勢に立ち、総合評価の結果、鹿島グループが約1,924億円で受託した。震災から半年後の9月に契約を締結し、二次処理に向けた本格的なスタートを切った。

委託内容は、中間処理から最終処分におよぶ。混合ごみとして一次仮置場に積み上げられた瓦礫は、そのままでは焼却にまわせない。木くずや廃プラスチックなどの可燃物、コンクリートや金属くずなどの不燃物、家電や有害廃棄物など特定品目に分別してから、二次仮置場に搬出する。その上で、選別・破砕・焼却の中間処理が進められる。

膨大な瓦礫を迅速かつ適切に処理するには、瓦礫の大半が不燃物なので、リサイクル率を極力高め、焼却量や埋設量を減らす減量化がポイントになる。選別作業を丁寧に繰り返すことで、焼却する瓦礫も均質化し、安定燃焼、エコ燃焼にもつながる。

石巻港の雲雀野埠頭(約50%)には、広大な中間処理施設が建ち並ぶ。道路沿いの事務所の背後には、選別破砕ヤード、土壌改質洗浄ヤードが広がり、破砕・選別・リサイクルなどが進められる。隣接する潮見埠頭(約18%)には国内最大級の焼却炉が五基設置され、1日1,500%の焼却をめざす。

#### (3) 作業環境の整備

広大な中間処理施設で、もっとも人手を要するのは、手作業による瓦礫の選別である。空調が効いたクリーンルーム内で、ベルトコンベアーで流れてきた破砕済みの瓦礫を手作業で選別する。施設内には、休憩室やシャワールームも併設され、自動車を流された被災者は仮

設住宅への送迎バスを利用することもできる。作業員には、復興事業にふさわしい作業着を支給し、各人の作業状況に応じて回収・クリーニングして、衣類に付着した物質の拡散を防止する。これらは、元請けだけでなく、下請け、孫請け含め、すべての作業員に共通する。選別作業に従事するすべての人が同一の作業環境で仕事をこなす。これは石巻ブロックだけでなく、他の3ブロック(気仙沼、宮城東部、亘理名取)にも共通する取り組みである。アスベスト対策についても、粗選別時にアスベスト含有物を徹底的に取り除き、大気中のアスベスト量を定期的に測定するなど、作業員の安全管理に十分な対策を講じている。懸念される放射線は、作業主任者には積算線量計を携帯させ、瓦礫線量や空間線量を常時測定し、国の基準値を超えた場合を想定し、防護服を用意する。

#### (4) 経済波及効果と雇用創出効果

二次処理は、鹿島を代表幹事とする大手9社の企業共同体(JV)が手がける。最先端の中間処理設備を早期に立ち上げるには、大手の技術力が必要不可欠であり、加えて、対象地域が東松島市、女川町を含めた三市町にまたがることから、関連業者を束ねるマネジメント力も求められる。

元請けは大手9社の企業共同体が受託したものの、プロポーザル審査項目には、地域経済や雇用への配慮も含まれているため、下請けには地元企業にも声がかかる。重機、労務、資材等については、石巻ブロック内からの調達をめざし、困難な場合には、県内調達に切り替える(表 1 参照)。

表1 ブロック内調達率

	ノロフノド・明年平	
品目	必要数量•金額	ブロック内調達率
分別・積み込み重機	150台/日	100%
ダンプトラック	420台/日	100%
船舶	49隻/日	86%
舗装・メンテナンス	1億円	100%
付帯工事	21億円	100%
有価物売却	62億円	100%
資材調達	78億円	100%
日用品·事務用品·飲食店	22億円	100%
リサイクル木材引き取り	202億円	60%
アスファルト再生材引き取り	3億円	100%

資料出所: 宮城県環境生活部「災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務(石巻地区)の概要」

一方、雇用については、地元業者を積極的に活用し、運送業(420人/日)、処理業務(720人/日)、運転管理(60人/日)、付帯業務(25人/日)、環境業務(25人/日)で、1日1,250人の雇用創出を目標に掲げる。2014年3月末までに、延べ674,000人の地元雇用を生み出す。本契約では、こうした雇用の量的確保にとどまらず、契約終了後を見据えた息の長い取り組みを展開している点に特長を有する。とくに建設関係については、特別教育や技能講習を開

#### 表2 特別教育の種類

建設業に係る特別教育
研削砥石の取替え等の業務
アーク溶接等の業務
電気取扱業務
小型ボイラーの取扱の業務
酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る業務
特定粉じん作業に係る業務
ショベルローダー等の運転の業務(最大荷重15元未満)

資料出所: 宮城県環境生活部「災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務(石巻地区)の概要」

#### 表3 技能講習科目

建設業に係る技能講習等		
ガス溶接技能講習		
フォークリフト運転技能講習		
ボイラー取扱技能講習		
玉掛け技能講習		
車輌系建設機械運転技能講習		
小型移動式クレーン運転技能講習		

資料出所: 宮城県環境生活部「災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務(石巻地区)の概要」

石綿作業主任者技能講習

玉掛講習をはじめ、建設業務に関連する技能講習や資格取得のための講習会を定期的に開催して、職業能力の向上を図るとともに、本業務終了以降もインフラ再興などニーズの高まった建設関係で継続して就業できる支援体制を整備している(4)。同時に、震災前の生業復帰を希望するものには、「生業復帰支援プログラム」を策定し、各種支援や助成制度に関する講習会や相談会を定期的に開催する。

瓦礫の早期処理には、大手の技術力やマネジメント力に加えて、地域の実情に精通した地元企業の協力が不可欠である。最新鋭の大型焼却設備などハード面は大手が立ち上げ、瓦礫の運搬・処理などソフト面は地元企業が手がけるイメージが浮かび上がる。県では、二次処理の契約金額(1,924億円)がすべて県内投下されると約3,282億円の経済波及効果があると試算する。基幹産業の水産加工業が壊滅的な被害を受けたなか、域内で人・モノ・金が動き出すことに期待が寄せられる。

## (5) 広域処理の課題

県に委託した二次処理は、瓦礫総量の約3分の1(254万%)の県外処理を前提としている。県外移設が進まないと、2014年3月末までの瓦礫処理は計算上、難しくなる。広域処理は現在、青森県八戸市の八戸セメントの受け入れ表明にとどまる。同社は石巻工業港で被災した大手飼料会社の原材料をセメント原料に再利用する考えだ。2012年3月から総量3万5千%の瓦礫(被災飼肥料)を順次、コンテナで八戸まで運び込む。しかし、県外移設分の僅か4%程にとどまる(5)。

市には現在、広域処理の視察が相次ぎ、職員は対応に追われる。首長が受け入れを決断しても、一部住民からの激しい抗議により、断念するケースもすくなくない。とくに、乳幼児を抱えた母親からは、「輸送費をかけて、放射性物質を含む瓦礫を運ぶのはおかしいのではないか」と抗議の電話が相次いで寄せられた。その一方で、静岡県内のある地域では、町内会レベルで瓦礫を受け入れ、各自の庭先に少しずつ捲くので、送ってほしいとの要望が寄せられた。廃掃法の関係もあり、瓦礫を送ることはできないものの、瓦礫処理に奔走する関係者

の気持ちが和らいだ。

他にも、県外処理については、様々な意見が交錯している。特に、「県外処理分を域内処理することで地元雇用が維持される」との考えについては、被災住民の感情にそぐわない一面もあるという。一次仮置場のなかには学校や住宅にも近いものもあり、悪臭や火災も発生している。積み上げられた瓦礫は、復興の妨げ、足かせになる。瓦礫が撤去され、はじめて次の一歩を踏み出せる。それが多くの住民感情ではないかとの意見もある。

市内には依然として 306 万%の瓦礫が積み上げられ、最終処分まで至ったのは 8.7%と全体の一割弱にとどまる。2012 年 5 月から焼却炉が本格稼働し、瓦礫処理は加速するものの、市内には半壊・全壊した建物が点在し、倒壊家屋の解体・撤去はこれから本格化する。広域処理も依然として進まず、関係者の頭を悩ませる。市としては、膨大な瓦礫の処理費は、1市町村で捻出できる額ではないことから、国や県に、国庫補助金、県補助金、震災復興特別交付金など継続的な財政支援を求めていく方針である。

- \*本原稿は 2012 年 4 月、宮城県環境生活部震災廃棄物対策課と石巻市役所生活環境部災害廃棄物対策課から聞き取り調査した内容を中心にとりまとめた。
- (1)環境省「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」(平成 23 年 11 月 29 日)。なお、災害廃棄物の推計量は数次の見直し伴い、平成 24 年 11 月 30 日「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」では、岩手県(525 万 トッ)、宮城県(1,873 万 トッ)、福島県(361 万 トッ) となる。もっとも多い宮城県をみると、東松島市(153 万 トッ)、仙台市(134 万 トッ)、石巻市(72 万 トッ) の順となる。平成 23 年 11 月 29 日時点で、岩手県(475 万 トッ) 全体の推計量を上回っていた石巻市(616 万 トッ) は、数次の見直しに伴い 72 万 トッにまで減少した。環境省は、被災家屋を補修して利用する動きが広がったことが背景にあると分析している。
- (2)平成 23.9.16 宮城県環境生活部「災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務 (石巻地区) の概要 |
- (3)地方自治法 252 条 14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる
- (4)石巻ブロック以外でも雇用面では業務終了後を見据えた取り組みが広がる。南三陸ブロックでは、JV 構成企業や協力企業が別途受注した復興事業において優先雇用をはかる。名取ブロックでは、民間人材紹介会社を活用し、契約終了後の就職支援を進める。
- (5)宮城県は2013年1月10日、来年度は県外での広域処理を実施しないことを発表した。瓦礫の推計量見直しに伴い、来年度末までに県内処理する見通しが立ったことによる。広域処理を依頼している東京都、茨城県、北九州市には2013年3月末まで協力してもらう方針である。